

# 土木工事標準積算基準書（土木工事編）〔Ⅰ〕 新旧対照表

※1 主な改定部分を掲載しています。

※2 本表は、県のホームページに掲載しています。

( <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12743.html> )

令和5年7月1日

神奈川県 県土整備局



## 第 I 編 總 則

工 種	請負工事の工事費構成
-----	------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
	現 行	改 正	備 考
	<p>1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 直接工事費 直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第2章 工事費の積算」の「①直接工事費」による。</p> <p>(2) 間接工事費 1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類し、それぞれの構成する費目について積算するものとする。 2) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費」の「2. 共通仮設費」による。 (イ) 運搬費 (ロ) 準備費 (ハ) 事業損失防止施設費 (ニ) 安全費 (ホ) 役務費 (ヘ) 技術管理費 (ト) 営繕費 3) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費」の「3. 現場管理費」による。 <math display="block">\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}</math> ただし、純工事費=直接工事費+共通仮設費</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の「①一般管理費等」による。 <math display="block">\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}</math></p> <p>(4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の「② 消費税等相当額」による。</p> <p style="text-align: center;">1-1-②-2</p>	<p>1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 直接工事費 直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分毎に材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第1編第2章 工事費の積算①直接工事費」による。</p> <p>(2) 間接工事費 1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類し、それぞれの構成する費目について積算するものとする。 2) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第1編第2章 工事費の積算②間接工事費 2. 共通仮設費」による。 (イ) 運搬費 (ロ) 準備費 (ハ) 事業損失防止施設費 (ニ) 安全費 (ホ) 役務費 (ヘ) 技術管理費 (ト) 営繕費 3) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第1編第2章 工事費の積算②間接工事費 3. 現場管理費」による。 <math display="block">\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}</math> ただし、純工事費=直接工事費+共通仮設費</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとし、「第1編第3章 一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」による。 <math display="block">\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}</math></p> <p>(4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第1編第3章 一般管理費等及び消費税等相当額②消費税等相当額」による。</p>	記載の修正
積算上の注意事項			(控え頁) 1 / 1



工 種	直接工事費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考	
現	行	改 正	備 考	
第 2 章 工事費の積算		第 2 章 工事費の積算		
<p>① 直接工事費</p> <p>1 材 料 費</p> <p>材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 数 量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>(2) 価 格 価格は、原則として、設計書決裁時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入後に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再用品として支給する場合とも、設計書決裁時における市場価格または類似品価格とする。</p> <p>なお、設計単価は、土木工事資材等単価表（県土整備局設定）（以下「局設定単価」という。）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」等をいう。）掲載価格または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。</p> <p>また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は、事前に事業主管課と協議のうえ別途決定する。</p> <p>1) 局設定単価による場合 (イ) 局設定単価は、技術管理課において決定し、工事設計積算システムに登録する単価である。 局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p>2) 物価資料による場合 (イ) 1)の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 なお、適用時期は毎月とする。</p> <p>(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。</p> <p>3) 1)及び2)の方法によりがたい場合 (イ) 1)及び2)の方法によりがたい場合は、局特別調査（臨時調査）として技術管理課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。 なお、局特別調査（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1事務所のみに必要なきも含む）について行うものとする。</p> <p>(ロ) なお、1工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。 また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。</p> <p>① 調達価格（材料価格×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課から参考見積りを依頼し、見積り（100万円未満）又は特別調査（100万円以上）によるかの判断を行うものとする。 なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。 また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」等の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。</p> <p>② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積り依頼を行う。 なお、見積り価格は実勢取引価格であることを確認する。</p> <p>③ 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。</p> <p>④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。</p>		<p>① 直接工事費</p> <p>1 材 料 費</p> <p>材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 数 量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>(2) 価 格 価格は、原則として、設計書決裁時における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入後に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p>		記載の修正
		現行どおり		
積算上の注意事項			(控え頁) 1/3	

工 種	直接工事費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
	<p>4) 価格変動が著しい場合 主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。</p> <p>2 歩 掛 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る数量とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。 土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、見積りの取得により歩掛の構成を決定する。 見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、中央値の歩掛を採用する。 ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。 なお、単価等については「1 材料費」、「3 労務費」及び「4 直接経費」によるものとする。</p> <p>3 労 務 費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 所要人員 所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。</p> <p>(2) 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価 次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>1) 通常勤務すべき時間帯（8 h～17 h）を超えて、作業を計画する場合は以下とする。 (イ) 深夜時間（22 h～5 h）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。 (ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8 h～17 h）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。 なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。</p> <p>2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8 h）+休息时间（1 h）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22 h～5 h）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。 ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例-1〕、〔例-2〕</p> <p>3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8 h～17 h）をはずして作業を計画する場合は、次による。〔例-3〕 (イ) 所定労働時間内で17 h～20 h及び、6 h～8 hにかかる時間帯は、基準額とする。 (ロ) 所定労働時間内で20 h～6 hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗する。 ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の1)項による。</p> <p>(4) 休日作業の労務単価 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。その内深夜部分（22h～5h）にかかる時間帯は、深夜割増（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。 法定休日とは、使用者の定める週一回、もしくは4週間のうちに4日の休日とする。</p>	現行どおり	記載の修正
積算上の注意事項	1-2-①-2		(控え頁) 2/3

工 種	直接工事費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
<p><b>4 直接経費</b> 直接経費は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。</p> <p>(1) 特許使用料 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。</p> <p>(2) 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、工事を施工するのに必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。</p> <p>(3) 機械経費 機械経費は、工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。</p> <p><b>5 諸雑費及び端数処理</b></p> <p>(1) 諸雑費</p> <p>1) 諸雑費の定義 当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。</p> <p>2) 単価表</p> <p>(イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの) 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。</p> <p>(ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合) 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。</p> <p>(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。</p> <p>3) 内訳書 諸雑費は計上しない。</p> <p>(2) 端数処理</p> <p>1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>2) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>3) 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>4) 工事価格は、10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。ただし、工事価格が500,000円未満となる場合は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p><b>6 注 意 事 項</b></p> <p>(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。 計上にあたっては、所定の諸雑費率の上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。</p> <p>(2) 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。</p>	<p><b>4 直接経費</b> 直接経費は、工事を施工する<b>ために</b>直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。</p> <p>(1) 特許使用料 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。</p> <p>(2) 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、工事を施工する<b>ために</b>必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。</p> <p>(3) 機械経費 機械経費は、工事を施工する<b>ために</b>必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。</p> <p><b>5 諸雑費及び端数処理</b></p> <p>(1) 諸雑費</p> <p>1) 諸雑費の定義 当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。</p> <p>2) 単価表</p> <p>(イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの) 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。</p> <p>(ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合) 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。</p> <p>(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。</p> <p>3) 内訳書 諸雑費は計上しない。</p> <p>(2) 端数処理</p> <p>1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は、<b>1円未満は切り捨てし、1円単位とする。</b></p> <p>2) 共通仮設費の率計上の金額は、<b>1,000円未満は切り捨てし、1,000円単位とする。</b></p> <p>3) 現場管理費の金額は、<b>1,000円未満は切り捨てし、1,000円単位とする。</b></p> <p>4) 工事価格は、<b>10,000円未満は切り捨てし、10,000円単位とする。</b>ただし、工事価格が500,000円未満となる場合は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p><b>6 注 意 事 項</b></p> <p>(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。 計上にあたっては、所定の諸雑費率を<b>乗じた額</b>を上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。</p> <p>(2) 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。</p>	<p>記載の修正</p>	
積算上の注意事項	I-2-①-4		(控え頁) 3/3

工 種	請負工事の工事費構成
-----	------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
	現 行	改 正	備 考
	<p>1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 直接工事費 直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第2章 工事費の積算」の「①直接工事費」による。</p> <p>(2) 間接工事費 1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類し、それぞれの構成する費目について積算するものとする。 2) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費」の「2. 共通仮設費」による。 (イ) 運搬費 (ロ) 準備費 (ハ) 事業損失防止施設費 (ニ) 安全費 (ホ) 役務費 (ヘ) 技術管理費 (ト) 営繕費 3) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費」の「3. 現場管理費」による。 <math display="block">\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}</math> ただし、純工事費=直接工事費+共通仮設費</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の「①一般管理費等」による。 <math display="block">\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}</math></p> <p>(4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の「② 消費税等相当額」による。</p> <p style="text-align: center;">1-1-②-2</p>	<p>1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 直接工事費 直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分毎に材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第1編第2章 工事費の積算①直接工事費」による。</p> <p>(2) 間接工事費 1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類し、それぞれの構成する費目について積算するものとする。 2) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第1編第2章 工事費の積算②間接工事費 2. 共通仮設費」による。 (イ) 運搬費 (ロ) 準備費 (ハ) 事業損失防止施設費 (ニ) 安全費 (ホ) 役務費 (ヘ) 技術管理費 (ト) 営繕費 3) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第1編第2章 工事費の積算②間接工事費 3. 現場管理費」による。 <math display="block">\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}</math> ただし、純工事費=直接工事費+共通仮設費</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとし、「第1編第3章 一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」による。 <math display="block">\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}</math></p> <p>(4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第1編第3章 一般管理費等及び消費税等相当額②消費税等相当額」による。</p>	記載の修正
積算上の注意事項			(控え頁) 1 / 1

工 種	間接工事費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																																																																																																						
	<p>現 行</p> <p>(二) 鋼橋桁等の輸送に係る間接費(対象額に対する率計算の場合)の積算は、発注形態別に次表によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形態 \ 工種</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製作+輸送+架設等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>製作+輸送</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>輸送+架設等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>輸送</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>架設等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○対象とする ×対象としない</p> <p>(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。</p> <p>2) 積上げ計算による部分 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>3) 条件明示 安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。</p> <p>4) 適用除外 この算定基準によることが困難又は不適当であると認められるものについては、適用除外とすることが出来る。</p> <p>5) 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桁等購入費</td> <td></td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分費等</td> <td colspan="3">処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)</td> </tr> <tr> <td>支給品費等</td> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無償貸付機械評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ダム工事</td> <td>支給電力料(基本料金含む)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無償貸付機械評価額</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○対象とする ×対象としない</p> <p>I-2-②-2</p>	形態 \ 工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	製作+輸送+架設等	○	○	○	製作+輸送	×	○	○	輸送+架設等	○	○	○	輸送	×	○	○	架設等	○	○	○	間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	桁等購入費		×	○	○	処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)			支給品費等	桁等購入費	×	○	×		一般材料費	○	○	×		別途製作の製作費	×	×	×		電力	○	○	×		無償貸付機械評価額	○	○	×		鋼橋門扉等工場原価	×	×	○		現場発生品	×	×	×	ダム工事	支給電力料(基本料金含む)	×	×	×		無償貸付機械評価額	○	×	×	<p>改 正</p> <p>現 行</p> <p>現行どおり</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給品費等</td> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ダム工事</td> <td>支給電力料(基本料金含む)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○対象とする ×対象としない</p>	支給品費等	桁等購入費	×	○	×		一般材料費	○	○	×		別途製作の製作費	×	×	×		電力	○	○	×		無償貸付機械等評価額	○	○	×		鋼橋門扉等工場原価	×	×	○		現場発生品	×	×	×	ダム工事	支給電力料(基本料金含む)	×	×	×		無償貸付機械等評価額	○	×	×	<p>備考</p> <p>記載の変更</p>
形態 \ 工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																																						
製作+輸送+架設等	○	○	○																																																																																																																																						
製作+輸送	×	○	○																																																																																																																																						
輸送+架設等	○	○	○																																																																																																																																						
輸送	×	○	○																																																																																																																																						
架設等	○	○	○																																																																																																																																						
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																																					
対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																																																					
桁等購入費		×	○	○																																																																																																																																					
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)																																																																																																																																							
支給品費等	桁等購入費	×	○	×																																																																																																																																					
	一般材料費	○	○	×																																																																																																																																					
	別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																																																					
	電力	○	○	×																																																																																																																																					
	無償貸付機械評価額	○	○	×																																																																																																																																					
	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○																																																																																																																																					
	現場発生品	×	×	×																																																																																																																																					
ダム工事	支給電力料(基本料金含む)	×	×	×																																																																																																																																					
	無償貸付機械評価額	○	×	×																																																																																																																																					
支給品費等	桁等購入費	×	○	×																																																																																																																																					
	一般材料費	○	○	×																																																																																																																																					
	別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																																																					
	電力	○	○	×																																																																																																																																					
	無償貸付機械等評価額	○	○	×																																																																																																																																					
	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○																																																																																																																																					
	現場発生品	×	×	×																																																																																																																																					
ダム工事	支給電力料(基本料金含む)	×	×	×																																																																																																																																					
	無償貸付機械等評価額	○	×	×																																																																																																																																					
積算上の注意事項			(控え頁) 1 / 4																																																																																																																																						

工 種	間接工事費
-----	-------

改正理由	一部改正		改正	備考										
	現	行	現 行											
<p>(注) (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>(ロ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>(ニ) 別途製作する標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする（t当り製作単価として取扱う場合）。</p> <p>(ホ) 現場発成品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発成品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費含む）と同じ扱いとする。</p> <p>(ト) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）</li> <li>2) 上下水道料金</li> <li>3) 有料道路利用料</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 処分費を計上する場合は、「第1編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第1編第12章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(ト) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）</li> </ol> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 処分費を計上する場合は、「第1編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第1編第12章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">記載の変更</p> <p style="text-align: center;">記載の変更</p>
	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合											
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。												
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。												
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。												
積算上の注意事項	I-2-②-3			(控え頁) 2 / 4										

工 種	間接工事費
-----	-------

改正理由	一部改正	改 正 現 行	備 考		
現 行		改 正	備 考		
表-1 工 種 区 分					
工種区分	工 種 内 容				
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	<div style="font-size: 2em;">}</div> 現行どおり			
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く				
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事				
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事				
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗装工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去を含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。				
PC橋工事	PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事				
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)				
I-2-②-5				<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁保全工事</td> <td>橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)</td> </tr> </table>	橋梁保全工事
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)				
積算上の注意事項			(控え頁) 3 / 4		

工 種	間接工事費
-----	-------

改正理由	一部改正		改正	備考																																		
	現 行		現 行																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設、修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工</td> <td>(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事において、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石<del>ハザレ</del>雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>道路において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗装工、防雪柵設置撤去工<sup>※1</sup>、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工等の維持・補修<sup>※2</sup>に関する工事 3. 道路標識<sup>※1</sup>、道路情報施設、電気通信設備、防護柵<sup>※1</sup>、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び晒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">下水道工事</td> <td>(1) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(3) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>(4) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事において、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>電線共同溝に関する工事</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	舗装工事	舗装の新設、修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事において、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石 <del>ハザレ</del> 雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事	道路において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗装工、防雪柵設置撤去工 <sup>※1</sup> 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工等の維持・補修 <sup>※2</sup> に関する工事 3. 道路標識 <sup>※1</sup> 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 <sup>※1</sup> 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用	河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び晒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事	下水道工事	(1) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	(2) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	(3) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事	(4) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事において、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	<p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p>	<table border="1"> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石<del>ハザレ</del>雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>(4)</td> <td>下水道に関する工事において、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事</td> </tr> </table>	砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石 <del>ハザレ</del> 雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	(4)	下水道に関する工事において、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事	<p>記載の変更</p> <p>記載の変更</p>
工種区分	工 種 内 容																																					
舗装工事	舗装の新設、修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く																																					
共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事																																					
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																																					
トンネル工事	トンネルに関する工事において、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																																					
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石 <del>ハザレ</del> 雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																																					
道路維持工事	道路において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗装工、防雪柵設置撤去工 <sup>※1</sup> 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工等の維持・補修 <sup>※2</sup> に関する工事 3. 道路標識 <sup>※1</sup> 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 <sup>※1</sup> 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用																																					
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び晒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事																																					
下水道工事	(1) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事																																					
	(2) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																					
	(3) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事																																					
	(4) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事																																					
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事において、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																					
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																																					
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																																					
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事																																					
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)																																					
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石 <del>ハザレ</del> 雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																																					
(4)	下水道に関する工事において、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事																																					
積算上の注意事項				(控え頁) 4 / 4																																		



工 種	共通仮設費の率分
-----	----------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																					
現	行	改 正	備 考																																																					
<p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算</p> <p>1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表~第5表)の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1(第1表~第4表)の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">表-2 地域補正の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">大都市(1)</td> <td style="text-align: center;">舗装工事</td> <td rowspan="3">東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2.0</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路維持工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">大都市(2)</td> <td style="text-align: center;">鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1.5</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">舗装工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路維持工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">市街地(DID補正) (1)-1</td> <td style="text-align: center;">下水道工事 (1)、(2)、(4)</td> <td rowspan="4">※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1)、(2)、(4)を対象とする。</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1.4</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路維持工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">舗装工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">一般交通影響有り (1)-1</td> <td style="text-align: center;">橋梁保全工事</td> <td rowspan="4">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1.3</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路維持工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">舗装工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">一般交通影響有り (2)-1</td> <td style="text-align: center;">橋梁保全工事</td> <td rowspan="3">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1.3</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路維持工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市街地(DID補正)</td> <td style="text-align: center;">鋼橋架設工事</td> <td style="text-align: center;">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">I-2-②-7</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象			大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1	電線共同溝工事	道路維持工事	大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	市街地(DID補正) (1)-1	下水道工事 (1)、(2)、(4)	※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1)、(2)、(4)を対象とする。	1.4	3	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	一般交通影響有り (1)-1	橋梁保全工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	4	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	一般交通影響有り (2)-1	橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.3	4	電線共同溝工事	道路維持工事	市街地(DID補正)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	4	<p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算</p> <p>1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表~第5表)の工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1(第1表~第4表)の共通仮設費率に<b>次表</b>の補正係数を乗じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">記載の変更</p>
適用条件			補正係数	適用優先																																																				
施工地域区分	工種区分	対象																																																						
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1																																																				
	電線共同溝工事																																																							
	道路維持工事																																																							
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2																																																				
	舗装工事																																																							
	電線共同溝工事																																																							
	道路維持工事																																																							
市街地(DID補正) (1)-1	下水道工事 (1)、(2)、(4)	※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1)、(2)、(4)を対象とする。	1.4	3																																																				
	電線共同溝工事																																																							
	道路維持工事																																																							
	舗装工事																																																							
一般交通影響有り (1)-1	橋梁保全工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	4																																																				
	電線共同溝工事																																																							
	道路維持工事																																																							
	舗装工事																																																							
一般交通影響有り (2)-1	橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.3	4																																																				
	電線共同溝工事																																																							
	道路維持工事																																																							
市街地(DID補正)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	4																																																				
積算上の注意事項			(控え頁) 1/4																																																					

工 種	共通仮設費の率分
-----	----------

改正理由	一部改正				改正 現行		
現 行					改 正		備 考
一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.3	5	} 現行どおり	} 現行どおり	記載の変更
一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	6			
市街地(DID補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	7			
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	8			
<p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。          なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>ロ) 共通仮設費(率分)の計算          共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × 施工地域を考慮した補正係数          ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表～第5表)による。          なお、補正係数を乗じる場合は、Krの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>2) その他          イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。          ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>							
積算上の注意事項							(控え頁) 2/4

工 種	共通仮設費の率分
-----	----------

改正理由	一部改正	改正 <hr/> 現 行	備 考																																																																																																																																																																																																																													
現	行	改 正	備 考																																																																																																																																																																																																																													
<p>別表第1 共通仮設費率 第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>27.04</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>15.19</td><td>624.5</td><td>-0.2381</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>9.96</td><td>40.0</td><td>-0.0891</td><td>6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>18.93</td><td>494.9</td><td>-0.2091</td><td>6.50</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>10.24</td><td>330.0</td><td>-0.2225</td><td>3.28</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>27.32</td> <td>7,050.2</td> <td>-0.3558</td> <td>6.79</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>23.91</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>9.05</td> <td>26.8</td> <td>-0.0748</td> <td>6.76</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">I-2-②-9</p>	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50	下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79	工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	道路維持工事	23.91	4,118.1	-0.3548	5.97	河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76	<p>別表第1 共通仮設費率 第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>27.04</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>15.19</td><td>624.5</td><td>-0.2381</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>9.96</td><td>40.0</td><td>-0.0891</td><td>6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>18.93</td><td>494.9</td><td>-0.2091</td><td>6.50</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>10.24</td><td>330.0</td><td>-0.2225</td><td>3.28</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>27.32</td> <td>7,050.2</td> <td>-0.3558</td> <td>6.79</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>23.94</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>9.05</td> <td>26.8</td> <td>-0.0748</td> <td>6.76</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">記載の変更</p>	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50	下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79	工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76	(控え頁)
工種区分			対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下			10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																								
				下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																									
	A	b																																																																																																																																																																																																																														
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																																																																												
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																																																																																																												
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																																																																												
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																																																																												
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																																																																																																												
P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																																																																												
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																																																																												
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																																																																												
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																																																												
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																																																																																																																																												
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																																																																																												
下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28																																																																																																																																																																																																																												
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																											
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																											
			A	b																																																																																																																																																																																																																												
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79																																																																																																																																																																																																																												
工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																											
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																											
			A	b																																																																																																																																																																																																																												
道路維持工事	23.91	4,118.1	-0.3548	5.97																																																																																																																																																																																																																												
河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76																																																																																																																																																																																																																												
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																											
		下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																											
			A	b																																																																																																																																																																																																																												
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																																																																												
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																																																																																																												
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																																																																												
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																																																																												
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																																																																																																												
P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																																																																												
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																																																																												
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																																																																												
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																																																												
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																																																																																																																																												
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																																																																																												
下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28																																																																																																																																																																																																																												
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																											
		下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																											
			A	b																																																																																																																																																																																																																												
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79																																																																																																																																																																																																																												
工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																											
		下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																											
			A	b																																																																																																																																																																																																																												
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																																																																																																																																																																																																												
河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76																																																																																																																																																																																																																												
積算上の注意事項			3/4																																																																																																																																																																																																																													

改正理由	一部改正				改正 現 行	備 考																																																																																																																																													
現 行					改 正				備 考																																																																																																																																										
<p><b>第4表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>8.86</td> <td>68.3</td> <td>-0.1267</td> <td>4.53</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.79</td> <td>92.5</td> <td>-0.1181</td> <td>7.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>12.85</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.32</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>7.64</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第5表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>13.77</td> <td>3064.8</td> <td>-0.2769</td> <td>6.32</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>7.57</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 算定式  <math>K_r = A \cdot P^b</math>            ただし <math>K_r</math> : 共通仮設費率(%)  <math>P</math> : 対象額(円)  <math>A \cdot b</math> : 変数値            注) 1. <math>K_r</math> の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。            2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">1-2-②-10</p>					工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	コンクリートダム		13.77	3064.8	-0.2769	6.32	フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88	<p><b>第4表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>8.86</td> <td>68.3</td> <td>-0.1267</td> <td>4.53</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.79</td> <td>92.5</td> <td>-0.1181</td> <td>7.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>12.85</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.32</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>7.64</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第5表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>13.77</td> <td>3064.8</td> <td>-0.2769</td> <td>6.32</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>7.57</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 算定式  <math>K_r = A \cdot P^b</math>            ただし <math>K_r</math> : 共通仮設費率(%)  <math>P</math> : 対象額(円)  <math>A \cdot b</math> : 変数値            注) 1. <math>K_r</math> の値は、<b>小数第3位を四捨五入して第2位とする。</b>            2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">記載の変更</p>				工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	コンクリートダム		13.77	3064.8	-0.2769	6.32	フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88	(控え頁)
工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下				20億円を超えるもの																																																																																																																																												
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による				下記の率とする																																																																																																																																												
			A	b																																																																																																																																															
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																																																																																														
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																																																																																														
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																																																																														
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																																																																																														
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																																																																																														
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																																																																																														
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																														
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																														
			A	b																																																																																																																																															
コンクリートダム		13.77	3064.8	-0.2769	6.32																																																																																																																																														
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																																																																														
工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																														
		下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																														
			A	b																																																																																																																																															
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																																																																																														
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																																																																																														
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																																																																														
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																																																																																														
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																																																																																														
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																																																																																														
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																														
		下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																														
			A	b																																																																																																																																															
コンクリートダム		13.77	3064.8	-0.2769	6.32																																																																																																																																														
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																																																																														
積算上の注意事項									4/4																																																																																																																																										

工 種	役務費
-----	-----

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																															
現	行	改 正	備 考																																															
<p>2-6 役務費</p> <p>(1) 役務費の積算 役務費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 土地の借上げ等に要する費用</li> <li>2) 電力、用水等の基本料</li> <li>3) 電力設備用工事負担金</li> </ol> <p>(2) 役務費の積算 役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 借地料 土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。 (イ) 宅地・宅地見込地及び農地 <math>A = B \times 0.06 \div 12</math> (ロ) 林地及びその他の土地 <math>A = B \times 0.05 \div 12</math> A：借地単価（円/㎡/月） B：土地価格（円/㎡）</li> </ol> <p>※上記算定式は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第 25 条、同運用に係わる場合に適用する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2) 電力基本料金 料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。</li> <li>3) 電力設備用工事負担金 電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。 工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。</li> </ol> <p>(3) 施工単価入力基準表</p> <p>① 借地料（一式入力）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">施工歩掛コード</td> <td style="font-size: small;">WB010220</td> <td style="font-size: small;">施工単位</td> <td style="font-size: small;">式</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">施工区分</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">入力条件</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">工種区分</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">J 1</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">借地料</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">借地料（千円単位）</td> </tr> </table> <p>② 借地料（㎡入力）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">施工歩掛コード</td> <td style="font-size: small;">WB010230</td> <td style="font-size: small;">施工単位</td> <td style="font-size: small;">㎡</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">施工区分</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">入力条件</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">工種区分</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">J 1</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">借地料</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">借地料単価（円/㎡）</td> </tr> </table> <p>③ 電力基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">施工歩掛コード</td> <td style="font-size: small;">WB010240</td> <td style="font-size: small;">施工単位</td> <td style="font-size: small;">式</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">施工区分</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">入力条件</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">工種区分</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">J 1</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">電力基本料金</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">電力基本料金（千円単位）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">I-2-②-31</p>	施工歩掛コード	WB010220	施工単位	式	施工区分	入力条件			工種区分	J 1			借地料	借地料（千円単位）			施工歩掛コード	WB010230	施工単位	㎡	施工区分	入力条件			工種区分	J 1			借地料	借地料単価（円/㎡）			施工歩掛コード	WB010240	施工単位	式	施工区分	入力条件			工種区分	J 1			電力基本料金	電力基本料金（千円単位）			<p>2-6 役務費</p> <p>(1) <span style="color: red;">役務費の積算積算方法</span> 役務費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>(2) 役務費の積算 役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積<del>み</del>上げるものとする。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	<p>記載の変更</p>
施工歩掛コード	WB010220	施工単位	式																																															
施工区分	入力条件																																																	
工種区分	J 1																																																	
借地料	借地料（千円単位）																																																	
施工歩掛コード	WB010230	施工単位	㎡																																															
施工区分	入力条件																																																	
工種区分	J 1																																																	
借地料	借地料単価（円/㎡）																																																	
施工歩掛コード	WB010240	施工単位	式																																															
施工区分	入力条件																																																	
工種区分	J 1																																																	
電力基本料金	電力基本料金（千円単位）																																																	
積算上の注意事項			(控え頁) 1/1																																															

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																															
	現 行	改 正	備 考																																															
	<p>4) 床掘り (ICT) 保守点検</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>WB010490</td> <td>施工単位</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td>土留方式の種類 ①無し ②自立式 ③グラッドアンカー式 ④切梁掘起式</td> <td>障害の有無 ①無し ②有り</td> <td>条件別 施工数量 (実数入力) (m3)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 土量は、地山土量とする。 2. 条件別施工数量は、J 1、J 2で入力した条件に対する数量とする。</p> <p>5) 法面整形 (ICT) 保守点検</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>WB010440</td> <td>施工単位</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> </tr> <tr> <td>整形箇所 ①盛土部 ②切土部</td> <td>法面締固めの 有無 ①有り ②無し</td> <td>土質 ①レキ質土、砂及び砂質土、粘性土 ②軟岩 I</td> <td>条件別 施工数量 (実数入力) (m2)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 3条件は①で固定する。 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件は選択する必要はない。 3. 条件別施工数量は、J 1～J 3で入力した条件に対する数量とする。</p> <p>6) 不陸整形 (ICT) 保守点検</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>WB010450</td> <td>施工単位</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td colspan="2">J 2</td> </tr> <tr> <td>施工数量 (実数入力) (m2)</td> <td colspan="2">層数 (実数入力) (層)</td> </tr> </table>	施工歩掛コード	WB010490	施工単位	式	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	土留方式の種類 ①無し ②自立式 ③グラッドアンカー式 ④切梁掘起式	障害の有無 ①無し ②有り	条件別 施工数量 (実数入力) (m3)	施工歩掛コード	WB010440	施工単位	式	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	整形箇所 ①盛土部 ②切土部	法面締固めの 有無 ①有り ②無し	土質 ①レキ質土、砂及び砂質土、粘性土 ②軟岩 I	条件別 施工数量 (実数入力) (m2)	施工歩掛コード	WB010450	施工単位	式	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2		施工数量 (実数入力) (m2)	層数 (実数入力) (層)		<p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p>	記載の修正
施工歩掛コード	WB010490	施工単位	式																																															
施工区分	入 力 条 件																																																	
各 種	J 1	J 2	J 3																																															
	土留方式の種類 ①無し ②自立式 ③グラッドアンカー式 ④切梁掘起式	障害の有無 ①無し ②有り	条件別 施工数量 (実数入力) (m3)																																															
施工歩掛コード	WB010440	施工単位	式																																															
施工区分	入 力 条 件																																																	
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4																																														
	整形箇所 ①盛土部 ②切土部	法面締固めの 有無 ①有り ②無し	土質 ①レキ質土、砂及び砂質土、粘性土 ②軟岩 I	条件別 施工数量 (実数入力) (m2)																																														
施工歩掛コード	WB010450	施工単位	式																																															
施工区分	入 力 条 件																																																	
各 種	J 1	J 2																																																
	施工数量 (実数入力) (m2)	層数 (実数入力) (層)																																																
積算上の注意事項			(控え頁) 1 / 3																																															



改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																														
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">現 行</p> <p>② システム初期費 (ICT)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>施工歩掛コード</td><td>WB010510</td><td>施工単位</td><td>式</td></tr> <tr><td>施工区分</td><td colspan="3">入 力</td></tr> <tr><td>各 種</td><td colspan="3">J 1 対象機械 ①バックホウ ②ブルドーザ ③モータグレーダ</td></tr> </table> <p>③ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 (ICT)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>施工歩掛コード</td><td>WB010610</td><td>施工単位</td><td>式</td></tr> <tr><td>施工区分</td><td colspan="3">入 力</td></tr> <tr><td>各 種</td><td colspan="3">J 1 作成費用 (千円)</td></tr> </table> <p>(注) 本コードは、管理費区分「9」を設定しているため、間接費を含む金額を計上すること。</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>前頁から移動</p> </div> </div>	施工歩掛コード	WB010510	施工単位	式	施工区分	入 力			各 種	J 1 対象機械 ①バックホウ ②ブルドーザ ③モータグレーダ			施工歩掛コード	WB010610	施工単位	式	施工区分	入 力			各 種	J 1 作成費用 (千円)			<p style="text-align: center;">改 正</p> <p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>1.1) 掘削 (砂防) (ICT) 保守点検</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>施工歩掛コード</td><td>WB010480</td><td>施工単位</td><td>式</td></tr> <tr><td>施工区分</td><td colspan="3">入 力</td></tr> <tr><td>各 種</td><td>J 1 土質 ①土砂 ②岩塊・玉石</td><td>J 2 工事全体 施工数量 ①3,000m3未満 ②3,000m3以上</td><td>J 3 障害の有無 ①無し ②有り</td><td>J 4 条件別 ICT建機 施工数量 (実数入力) (m3)</td></tr> </table> <p>(注) 1. 土量は、地山土量とする。 2. 工事全体施工数量は、1工事当りの全体掘削土量により判定する。 3. 条件別ICT建機施工数量は、J1～J3で入力した条件に対する掘削土量とする。</p> <p>② システム初期費 (ICT)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>施工歩掛コード</td><td>WB010510</td><td>施工単位</td><td>式</td></tr> <tr><td>施工区分</td><td colspan="3">入 力 条 件</td></tr> <tr><td>各 種</td><td colspan="3">J 1 対象機械 ①バックホウ ②ブルドーザ ③モータグレーダ ④バックホウ浚渫船</td></tr> </table> <p>③ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 (ICT)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>施工歩掛コード</td><td>WB010610</td><td>施工単位</td><td>式</td></tr> <tr><td>施工区分</td><td colspan="3">入 力 条 件</td></tr> <tr><td>各 種</td><td colspan="3">J 1 作成費用 (千円単位)</td></tr> </table> <p>(注) 本コードは、管理費区分「9」を設定しているため、間接費を含む金額を計上すること。</p>	施工歩掛コード	WB010480	施工単位	式	施工区分	入 力			各 種	J 1 土質 ①土砂 ②岩塊・玉石	J 2 工事全体 施工数量 ①3,000m3未満 ②3,000m3以上	J 3 障害の有無 ①無し ②有り	J 4 条件別 ICT建機 施工数量 (実数入力) (m3)	施工歩掛コード	WB010510	施工単位	式	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1 対象機械 ①バックホウ ②ブルドーザ ③モータグレーダ ④バックホウ浚渫船			施工歩掛コード	WB010610	施工単位	式	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1 作成費用 (千円単位)			記載の修正
施工歩掛コード	WB010510	施工単位	式																																																														
施工区分	入 力																																																																
各 種	J 1 対象機械 ①バックホウ ②ブルドーザ ③モータグレーダ																																																																
施工歩掛コード	WB010610	施工単位	式																																																														
施工区分	入 力																																																																
各 種	J 1 作成費用 (千円)																																																																
施工歩掛コード	WB010480	施工単位	式																																																														
施工区分	入 力																																																																
各 種	J 1 土質 ①土砂 ②岩塊・玉石	J 2 工事全体 施工数量 ①3,000m3未満 ②3,000m3以上	J 3 障害の有無 ①無し ②有り	J 4 条件別 ICT建機 施工数量 (実数入力) (m3)																																																													
施工歩掛コード	WB010510	施工単位	式																																																														
施工区分	入 力 条 件																																																																
各 種	J 1 対象機械 ①バックホウ ②ブルドーザ ③モータグレーダ ④バックホウ浚渫船																																																																
施工歩掛コード	WB010610	施工単位	式																																																														
施工区分	入 力 条 件																																																																
各 種	J 1 作成費用 (千円単位)																																																																
積算上の注意事項			(控え頁) 3 / 3																																																														



改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																
現	行	改 正	備 考																
<p>(3) 除雪工事で営繕費の補正を行う場合の共通仮設費率の補正</p> <p>1) 除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費率の補正について 積算基準において、共通仮設費率に含まれる営繕費の項目は、「2-8 営繕費(2) 積算方法」のとおりであるが、除雪工事においては、現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合がある。そのため、共通仮設費率に対して現場事務所、労働者宿舎、倉庫の設置・撤去・維持・補修の割引補正を行う必要がある。</p> <p>2) 除雪工事において現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の算定方法</p> <p>イ) 施工地域を考慮した補正係数を適用する場合 共通仮設費(率分) = 対象額(P) × (除雪工事補正共通仮設費率 + 施工地域補正後の共通仮設費率 - 共通仮設費率)</p> <p>・対象額(P) : 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費</p> <p>・除雪工事補正共通仮設費率(%) : 共通仮設費率(Kr) × 除雪工事補正係数(Sr)</p> <p>・除雪工事補正係数(Sr) : 現場事務所等を貸与する場合の割引補正係数</p> <p>・施工地域補正後の共通仮設費率(%) : 共通仮設費率(Kr) × 施工地域補正係数</p> <p>・施工地域補正係数 : (2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費の補正)の施工地域を考慮した補正係数による</p> <p>市街地補正係数の適用については、「2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費率の補正1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」を参照のこと。</p> <p>なお、除雪工事補正共通仮設費率及び施工地域補正後の共通仮設費率の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3.1 除雪工事補正係数(Sr)</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">補 正 係 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">宿 舎 の み 使 用 の 場 合</td> <td style="text-align: center;">0.95</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 所 の み</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉 庫 の み</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宿 舎 と 事 務 所 を</td> <td style="text-align: center;">0.90</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宿 舎 と 倉 庫 を</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 所 と 倉 庫 を</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宿 舎, 事 務 所, 倉 庫 を</td> <td style="text-align: center;">0.85</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">I-2-②-40</p>		区 分	補 正 係 数	宿 舎 の み 使 用 の 場 合	0.95	事 務 所 の み	"	倉 庫 の み	"	宿 舎 と 事 務 所 を	0.90	宿 舎 と 倉 庫 を	"	事 務 所 と 倉 庫 を	"	宿 舎, 事 務 所, 倉 庫 を	0.85	<p style="text-align: center;">現 行 ど お り</p> <p>・施工地域補正係数 : (2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費率の補正)の施工地域を考慮した補正係数による</p> <p style="text-align: center;">現 行 ど お り</p>	<p>記載の変更</p>
区 分	補 正 係 数																		
宿 舎 の み 使 用 の 場 合	0.95																		
事 務 所 の み	"																		
倉 庫 の み	"																		
宿 舎 と 事 務 所 を	0.90																		
宿 舎 と 倉 庫 を	"																		
事 務 所 と 倉 庫 を	"																		
宿 舎, 事 務 所, 倉 庫 を	0.85																		
積算上の注意事項			(控え頁) 1 / 1																

工 種	現場管理費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																													
現	行	改 正	備 考																													
	<p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第2(第1表～第5表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>施工時期、工事期間等を考慮して、別表第2の工種別現場管理費率を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし、重複する場合は、最高2%とする。</p> <p>イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合</p> <p>a. 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。</p> <p>ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。</p> <p>b. 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施工時期</th> <th style="text-align: center;">適用地域</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">11月1日～3月31日</td> <td style="text-align: center;">北海道、青森県、秋田県</td> <td style="text-align: center;">積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月1日～3月31日</td> <td style="text-align: center;">上記以外の地域</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。</p> <p>d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。</p> <p>補正值(%)=冬期率×補正係数</p> <p>冬期率=12月1日～3月31日(11月1日～3月31日)までの工事期間/工期</p> <p>ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。</p> <p><b>補正係数</b></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">積雪寒冷地域の区分</th> <th style="text-align: center;">補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級 地</td> <td style="text-align: center;">1.80</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 〃</td> <td style="text-align: center;">1.60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 〃</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 〃</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 冬期率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 補正值は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-43</p>	施工時期	適用地域	備 考	11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。	12月1日～3月31日	上記以外の地域		積雪寒冷地域の区分	補正係数	1 級 地	1.80	2 〃	1.60	3 〃	1.40	4 〃	1.20	<p>現行どおり</p> <p>d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。</p> <p>補正值(%)=冬期率×補正係数</p> <p>冬期率=12月1日～3月31日(11月1日～3月31日)までの工事期間/工期</p> <p>ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。</p> <p><b>補正係数</b></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">積雪寒冷地域の区分</th> <th style="text-align: center;">補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級 地</td> <td style="text-align: center;">1.80</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 〃</td> <td style="text-align: center;">1.60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 〃</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 〃</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 冬期率は<b>小数第3位を四捨五入して第2位とする。</b> 2. 補正值は<b>小数第3位を四捨五入して第2位とする。</b> 3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。</p>	積雪寒冷地域の区分	補正係数	1 級 地	1.80	2 〃	1.60	3 〃	1.40	4 〃	1.20	記載の変更
施工時期	適用地域	備 考																														
11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。																														
12月1日～3月31日	上記以外の地域																															
積雪寒冷地域の区分	補正係数																															
1 級 地	1.80																															
2 〃	1.60																															
3 〃	1.40																															
4 〃	1.20																															
積雪寒冷地域の区分	補正係数																															
1 級 地	1.80																															
2 〃	1.60																															
3 〃	1.40																															
4 〃	1.20																															
積算上の注意事項			(控え頁) 1/5																													

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																									
現	行	改 正	備 考																																																									
<p>ロ) 緊急工事の場合 緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算 イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表~第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">表-3 地域補正の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大都市(1)</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="3">東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="3">1.2</td> <td rowspan="3">1</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">大都市(2)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1)、(2)、(4)を対象とする。</td> <td rowspan="5">1.2</td> <td rowspan="5">2</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>下水道工事(1)、(2)、(4)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市街地(DID補正)(1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り(1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">3</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り(2)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地(DID補正)(1)-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">I-2-②-44</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	電線共同溝工事	道路維持工事	大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1)、(2)、(4)を対象とする。	1.2	2	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	下水道工事(1)、(2)、(4)	市街地(DID補正)(1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.2	3	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り(2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)			道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地(DID補正)(1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	5	<p>ロ) 緊急工事の場合 緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算 イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表~第4表)の現場管理費率に<b>次表</b>の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	記載の変更
適用条件			補正係数	適用優先																																																								
施工地域区分	工種区分	対象																																																										
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																								
	電線共同溝工事																																																											
	道路維持工事																																																											
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1)、(2)、(4)を対象とする。	1.2	2																																																								
	舗装工事																																																											
	電線共同溝工事																																																											
	道路維持工事																																																											
	下水道工事(1)、(2)、(4)																																																											
市街地(DID補正)(1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																										
	道路維持工事																																																											
	舗装工事																																																											
	橋梁保全工事																																																											
一般交通影響有り(1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.2	3																																																								
	道路維持工事																																																											
	舗装工事																																																											
	橋梁保全工事																																																											
一般交通影響有り(2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)																																																										
	道路維持工事																																																											
	舗装工事																																																											
	橋梁保全工事																																																											
市街地(DID補正)(1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4																																																								
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	5																																																								
積算上の注意事項			(控え頁) 2/5																																																									

工 種	現場管理費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 <hr/> 現 行	備 考												
現	行	改 正	備 考												
	<p>(4) 支給品の取扱い</p> <p>1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。</p> <p>1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。</p> <p>2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。</p> <p>3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p> <p>(6) 「処分費等」の取扱い</p> <p>「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <p>1) 処分費(再資源化施設の入受費を含む)</p> <p>2) 上下水道料金</p> <p>3) 有料道路利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。</p> <p>2. 処分費を計上する場合は、「第1編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第1編第14章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。</p> <p>3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p> <p>(7) 現場管理費の計算</p> <p>1) 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算 現場管理費=対象純工事費×{(現場管理費率×補正係数)+補正值} 対象純工事費: 純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額 ただし、現場管理費率は、別表第2(第1表~第5表)による。 補正係数は、(3)2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。</p> <p>なお、補正係数に乗じる場合は、現場管理費率Jの端数処理後に係数に乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">1-2-②-46</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	<p>(4) 支給品の取扱い</p> <p>1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。</p> <p>1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。</p> <p>2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。</p> <p>3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p> <p>(6) 「処分費等」の取扱い</p> <p>「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。</p> <p>1) 処分費(再資源化施設の入受費を含む)</p> <p>2) 上下水道料金</p> <p>3) 有料道路利用料</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(7) 現場管理費の計算</p> <p>1) 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算 現場管理費=対象純工事費×{(現場管理費率×補正係数)+補正值} 対象純工事費: 純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額 ただし、現場管理費率は、別表第2(第1表~第5表)による。 補正係数は、(3)2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。</p> <p>なお、補正係数に乗じる場合は、現場管理費率(Jの)の端数処理後に係数に乗じて、<b>小数第3位を四捨五入して第2位とする。</b></p>	記載の変更
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合													
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。													
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。													
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。													
積算上の注意事項			(控え頁)  3/5												

工 種	現場管理費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 <hr/> 現 行	
------	------	-----------------	--

現	行	改	正	備 考
---	---	---	---	-----

別表第2  
第1表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05
P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16

第3表

対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81

1-2-②-17

別表第2  
第1表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05
P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16

第3表

対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81

記載の変更

積算上の注意事項		(控え頁) 4/5
----------	--	--------------

工 種	現場管理費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改	正	備 考
---	---	---	---	-----

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot N p^b \quad \text{ただし、} J_o : \text{現場管理費率} (\%)$$

$$N p : \text{純工事費} (\text{円})$$

$$A, b : \text{変数値}$$

- (注) 1.  $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする  
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

I-2-②-48

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	<del>(2)</del> の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	<del>(2)</del> の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

~~(2)~~ 算定式

$$J_o = A \cdot N p^b \quad \text{ただし、} J_o : \text{現場管理費率} (\%)$$

$$N p : \text{純工事費} (\text{円})$$

$$A, b : \text{変数値}$$

- (注) 1.  $J_o$ の値は、**小数第3位を四捨五入して第2位とする。**  
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

記載の変更

積算上の注意事項		(控え頁) 5/5
----------	--	--------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考																													
	<p>③ 現場発成品及び支給品運搬</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、現場発成品・支給品運搬に適用する。 1-1 適用出来る範囲 (1) 防護柵、コンクリート二次製品等の現場発成品又は支給品の積込み、荷卸し及び指定箇所までの運搬 1-2 適用出来ない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合 (1) 4t 積車を越える車種を使用する場合 (2) 現場発成品又は支給品以外の積込み、運搬 (3) 自動車専用道路を利用する場合 (4) 「第II編第2章共通工(旧旧橋撤去工)」により発生した高欄の運搬の場合</p> <p>2. 施工パッケージ 2-1 現場発成品・支給品運搬 (1) 条件区分 条件区分は、次表を標準とする。</p> <p>表2.1 現場発成品・支給品運搬 積算条件区分一覧 (積算単位: 回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラック機種</th> <th>片道運搬距離</th> <th>1回当たり平均積載質量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">クレーン装置付 ベーストラック 2t 積、吊能力 2t (参考) 荷台長 L=3.0m 荷台幅 W=1.6m</td> <td rowspan="8">(表 2.2)</td> <td>0.1t 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1t 超 0.2t 以下</td> </tr> <tr> <td>0.2t 超 0.3t 以下</td> </tr> <tr> <td>0.3t 超 0.5t 以下</td> </tr> <tr> <td>0.5t 超 0.8t 以下</td> </tr> <tr> <td>0.8t 超 1.1t 以下</td> </tr> <tr> <td>1.1t 超 1.5t 以下</td> </tr> <tr> <td>1.5t 超 2.0t 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">クレーン装置付 ベーストラック 4~4.5t 積、吊能力 2.9t (参考) 荷台長 L=3.4m 荷台幅 W=2.0m</td> <td rowspan="8">(表 2.2)</td> <td>0.1t 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1t 超 0.2t 以下</td> </tr> <tr> <td>0.2t 超 0.3t 以下</td> </tr> <tr> <td>0.3t 超 0.5t 以下</td> </tr> <tr> <td>0.5t 超 0.8t 以下</td> </tr> <tr> <td>0.8t 超 1.1t 以下</td> </tr> <tr> <td>1.1t 超 1.5t 以下</td> </tr> <tr> <td>1.5t 超 2.0t 以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>③ 現場発成品及び支給品運搬</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、現場発成品・支給品運搬に適用する。 1-1 適用出来る範囲 (1) 防護柵、コンクリート二次製品、鋼材等の現場発成品又は支給品の積込み、荷卸し及び指定箇所までの運搬 (2) 一般道及び自動車専用道を利用する場合 1-2 適用出来ない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合 (1) 4~4.5t 積車を越える車種を使用する場合 (2) 現場発成品又は支給品以外の積込み、運搬 <del>(3) 自動車専用道路を利用する場合</del> <del>(4) 「第II編第2章共通工(旧旧橋撤去工)」により発生した高欄の運搬の構造物等の撤去歩掛及び施工パッケージに運搬車両への積込みまで含まれる場合</del></p> <p>2. 施工概要 施工フローは、下記を標準とする。</p> <p>&lt;現場発成品運搬&gt;                      &lt;支給品運搬&gt;</p> <p>(注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。 2. 自動車専用道の利用の有無にかかわらず適用できる。</p> <p>次頁へ移動</p> </td> <td> <p>記載の修正・削除 (歩掛改定に伴う)</p> </td> </tr> <tr> <td>積算上の注意事項</td> <td>I-2-③-1</td> <td></td> <td>(控え頁) 1/7</td> </tr> </tbody> </table>	トラック機種	片道運搬距離	1回当たり平均積載質量	クレーン装置付 ベーストラック 2t 積、吊能力 2t (参考) 荷台長 L=3.0m 荷台幅 W=1.6m	(表 2.2)	0.1t 以下	0.1t 超 0.2t 以下	0.2t 超 0.3t 以下	0.3t 超 0.5t 以下	0.5t 超 0.8t 以下	0.8t 超 1.1t 以下	1.1t 超 1.5t 以下	1.5t 超 2.0t 以下	クレーン装置付 ベーストラック 4~4.5t 積、吊能力 2.9t (参考) 荷台長 L=3.4m 荷台幅 W=2.0m	(表 2.2)	0.1t 以下	0.1t 超 0.2t 以下	0.2t 超 0.3t 以下	0.3t 超 0.5t 以下	0.5t 超 0.8t 以下	0.8t 超 1.1t 以下	1.1t 超 1.5t 以下	1.5t 超 2.0t 以下			<p>③ 現場発成品及び支給品運搬</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、現場発成品・支給品運搬に適用する。 1-1 適用出来る範囲 (1) 防護柵、コンクリート二次製品、鋼材等の現場発成品又は支給品の積込み、荷卸し及び指定箇所までの運搬 (2) 一般道及び自動車専用道を利用する場合 1-2 適用出来ない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合 (1) 4~4.5t 積車を越える車種を使用する場合 (2) 現場発成品又は支給品以外の積込み、運搬 <del>(3) 自動車専用道路を利用する場合</del> <del>(4) 「第II編第2章共通工(旧旧橋撤去工)」により発生した高欄の運搬の構造物等の撤去歩掛及び施工パッケージに運搬車両への積込みまで含まれる場合</del></p> <p>2. 施工概要 施工フローは、下記を標準とする。</p> <p>&lt;現場発成品運搬&gt;                      &lt;支給品運搬&gt;</p> <p>(注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。 2. 自動車専用道の利用の有無にかかわらず適用できる。</p> <p>次頁へ移動</p>	<p>記載の修正・削除 (歩掛改定に伴う)</p>	積算上の注意事項	I-2-③-1		(控え頁) 1/7
トラック機種	片道運搬距離	1回当たり平均積載質量																														
クレーン装置付 ベーストラック 2t 積、吊能力 2t (参考) 荷台長 L=3.0m 荷台幅 W=1.6m	(表 2.2)	0.1t 以下																														
		0.1t 超 0.2t 以下																														
		0.2t 超 0.3t 以下																														
		0.3t 超 0.5t 以下																														
		0.5t 超 0.8t 以下																														
		0.8t 超 1.1t 以下																														
		1.1t 超 1.5t 以下																														
		1.5t 超 2.0t 以下																														
クレーン装置付 ベーストラック 4~4.5t 積、吊能力 2.9t (参考) 荷台長 L=3.4m 荷台幅 W=2.0m	(表 2.2)	0.1t 以下																														
		0.1t 超 0.2t 以下																														
		0.2t 超 0.3t 以下																														
		0.3t 超 0.5t 以下																														
		0.5t 超 0.8t 以下																														
		0.8t 超 1.1t 以下																														
		1.1t 超 1.5t 以下																														
		1.5t 超 2.0t 以下																														
		<p>③ 現場発成品及び支給品運搬</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、現場発成品・支給品運搬に適用する。 1-1 適用出来る範囲 (1) 防護柵、コンクリート二次製品、鋼材等の現場発成品又は支給品の積込み、荷卸し及び指定箇所までの運搬 (2) 一般道及び自動車専用道を利用する場合 1-2 適用出来ない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合 (1) 4~4.5t 積車を越える車種を使用する場合 (2) 現場発成品又は支給品以外の積込み、運搬 <del>(3) 自動車専用道路を利用する場合</del> <del>(4) 「第II編第2章共通工(旧旧橋撤去工)」により発生した高欄の運搬の構造物等の撤去歩掛及び施工パッケージに運搬車両への積込みまで含まれる場合</del></p> <p>2. 施工概要 施工フローは、下記を標準とする。</p> <p>&lt;現場発成品運搬&gt;                      &lt;支給品運搬&gt;</p> <p>(注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。 2. 自動車専用道の利用の有無にかかわらず適用できる。</p> <p>次頁へ移動</p>	<p>記載の修正・削除 (歩掛改定に伴う)</p>																													
積算上の注意事項	I-2-③-1		(控え頁) 1/7																													

工 種	現場発生品及び支給品運搬
-----	--------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考																							
	現 行	改 正																								
	前頁から移動	<p><b>23. 施工パッケージ</b>  3-1. 現場発生品<del>と</del>及び支給品<del>を</del>積込み・荷卸し  (1) 条件区分  条件区分は、次表を標準とする。</p> <p><b>表 3. 1 現場発生品<del>と</del>及び支給品<del>を</del>積込み・荷卸し 積算条件区分一覧</b>  (積算単位：<del>台</del> t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラック機種</th> <th><del>台</del>運搬距離</th> <th><del>台</del>相当平均積載質量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">トラック〔クレーン装置付〕 ベーストラック 2t 積載、吊能力 2.9t <del>(参考) 荷台長 13.0m 荷台幅 2.10m</del></td> <td rowspan="8">-(表 3.1)-</td> <td>0.1t以下</td> </tr> <tr><td>0.1超0.2以下</td></tr> <tr><td>0.2超0.3以下</td></tr> <tr><td>0.3超0.5以下</td></tr> <tr><td>0.5超0.8以下</td></tr> <tr><td>0.8超1.1以下</td></tr> <tr><td>1.1超1.5以下</td></tr> <tr><td>1.5超2.0以下</td></tr> <tr> <td rowspan="8">トラック〔クレーン装置付〕 ベーストラック 4~4.5t 積載、吊能力 2.9t <del>(参考) 荷台長 13.0m 荷台幅 2.10m</del></td> <td rowspan="8">-(表 3.1)-</td> <td>0.1t以下</td> </tr> <tr><td>0.1超0.2以下</td></tr> <tr><td>0.2超0.3以下</td></tr> <tr><td>0.3超0.5以下</td></tr> <tr><td>0.5超0.8以下</td></tr> <tr><td>0.8超1.1以下</td></tr> <tr><td>1.1超1.5以下</td></tr> <tr><td>1.5超2.0以下</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表は、構造物等撤去に伴う現場発生材や防護柵、コンクリート二次製品、鋼材等の現場発生品又は支給品の積込み、<del>指定箇所までの運搬、取</del>荷卸し等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。  2. <del>標準</del>現場発生品及び支給品積込み・荷卸しは発生（又は支給）する工種毎に直接工事費として計上する。</p>	トラック機種	<del>台</del> 運搬距離	<del>台</del> 相当平均積載質量	トラック〔クレーン装置付〕 ベーストラック 2t 積載、吊能力 2.9t <del>(参考) 荷台長 13.0m 荷台幅 2.10m</del>	-(表 3.1)-	0.1t以下	0.1超0.2以下	0.2超0.3以下	0.3超0.5以下	0.5超0.8以下	0.8超1.1以下	1.1超1.5以下	1.5超2.0以下	トラック〔クレーン装置付〕 ベーストラック 4~4.5t 積載、吊能力 2.9t <del>(参考) 荷台長 13.0m 荷台幅 2.10m</del>	-(表 3.1)-	0.1t以下	0.1超0.2以下	0.2超0.3以下	0.3超0.5以下	0.5超0.8以下	0.8超1.1以下	1.1超1.5以下	1.5超2.0以下	記載の修正・削除 (歩掛改定に伴う)
トラック機種	<del>台</del> 運搬距離	<del>台</del> 相当平均積載質量																								
トラック〔クレーン装置付〕 ベーストラック 2t 積載、吊能力 2.9t <del>(参考) 荷台長 13.0m 荷台幅 2.10m</del>	-(表 3.1)-	0.1t以下																								
		0.1超0.2以下																								
		0.2超0.3以下																								
		0.3超0.5以下																								
		0.5超0.8以下																								
		0.8超1.1以下																								
		1.1超1.5以下																								
		1.5超2.0以下																								
トラック〔クレーン装置付〕 ベーストラック 4~4.5t 積載、吊能力 2.9t <del>(参考) 荷台長 13.0m 荷台幅 2.10m</del>	-(表 3.1)-	0.1t以下																								
		0.1超0.2以下																								
		0.2超0.3以下																								
		0.3超0.5以下																								
		0.5超0.8以下																								
		0.8超1.1以下																								
		1.1超1.5以下																								
		1.5超2.0以下																								
積算上の注意事項			(控え頁) 2/7																							



改正理由	一部改正	改正 現行	備 考																																																																																																																																		
	現 行	改 正																																																																																																																																			
	<p style="text-align: center;"><b>表2.2 片道運搬距離</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>積算条件</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10" style="text-align: center;">片道運搬距離</td><td>2.0km以下</td></tr> <tr><td>5.0km以下</td></tr> <tr><td>9.0km以下</td></tr> <tr><td>14.0km以下</td></tr> <tr><td>20.0km以下</td></tr> <tr><td>27.0km以下</td></tr> <tr><td>35.0km以下</td></tr> <tr><td>46.0km以下</td></tr> <tr><td>60.0km以下</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 運搬距離が60kmを超える場合は別途考慮する。</p> <p>(2) 代表機勞材規格 下表機勞材は、当該施工パッケージで使用されている機勞材の代表的な規格である。</p> <p style="text-align: center;"><b>表2.3 現場発生産品・支給品運搬 代表機勞材規格一覧</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">代表機勞材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機械</td> <td rowspan="4">K 1</td> <td>トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t 積 吊能力 2.0t</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t 種 吊能力 2.9t</td> <td></td> </tr> <tr> <td>K 2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>K 3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勞務</td> <td>R 1</td> <td>運転手 (特殊)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R 2</td> <td>普通作業員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R 3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z 1</td> <td>軽油 1.2号 バトルール給油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z 2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z 3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z 4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	積算条件	区 分	片道運搬距離	2.0km以下	5.0km以下	9.0km以下	14.0km以下	20.0km以下	27.0km以下	35.0km以下	46.0km以下	60.0km以下			項目	代表機勞材規格		備考	機械	K 1	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t 積 吊能力 2.0t		トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t 種 吊能力 2.9t		K 2	-		K 3	-		勞務	R 1	運転手 (特殊)		R 2	普通作業員		R 3	-		R 4	-		材料	Z 1	軽油 1.2号 バトルール給油		Z 2	-		Z 3	-		Z 4	-		市場単価	S	-		<p style="text-align: center;"><b>表2.2 片道運搬距離</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>積算条件</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10" style="text-align: center;">片道運搬距離</td><td>2.0km以下</td></tr> <tr><td>5.0km以下</td></tr> <tr><td>9.0km以下</td></tr> <tr><td>14.0km以下</td></tr> <tr><td>20.0km以下</td></tr> <tr><td>27.0km以下</td></tr> <tr><td>35.0km以下</td></tr> <tr><td>46.0km以下</td></tr> <tr><td>60.0km以下</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><del>(注) 運搬距離が60kmを超える場合は別途考慮する。</del></p> <p>(2) 代表機勞材規格 下表機勞材は、当該施工パッケージで使用されている機勞材の代表的な規格である。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3.2 現場発生産品及び支給品運搬積込み・荷卸し 代表機勞材規格一覧</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">代表機勞材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機械</td> <td rowspan="3">K 1</td> <td>トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t <del>積</del> 吊能力 2.0t</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t <del>種</del> 級 吊能力 2.9t</td> <td></td> </tr> <tr> <td>K 2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勞務</td> <td>R 1</td> <td>運転手 (特殊)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R 2</td> <td><del>普通作業員</del> 特殊作業員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R 3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z 1</td> <td>軽油 <del>1.2号</del> バトルール給油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z 2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z 3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z 4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3-2. 現場発生産品及び支給品運搬 (1) 条件区分 条件区分は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3.3 現場発生産品及び支給品運搬 積算条件区分一覧</b> (積算単位: ㎡t)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>トラック機種</th> <th>D/D区間の有無</th> <th>片道運搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t 級, 吊能力 2.9t</td> <td>無し</td> <td>(表3.4)</td> </tr> <tr> <td>有り</td> <td>(表3.5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t 級, 吊能力 2.9t</td> <td>無し</td> <td>(表3.4)</td> </tr> <tr> <td>有り</td> <td>(表3.5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 運搬距離が60kmを超える場合は別途考慮する。 2. 有料道路を利用する場合は利用料金を別途計上すること。</p>	積算条件	区 分	片道運搬距離	2.0km以下	5.0km以下	9.0km以下	14.0km以下	20.0km以下	27.0km以下	35.0km以下	46.0km以下	60.0km以下			項目	代表機勞材規格		備考	機械	K 1	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t <del>積</del> 吊能力 2.0t		トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t <del>種</del> 級 吊能力 2.9t		K 2	-		勞務	R 1	運転手 (特殊)		R 2	<del>普通作業員</del> 特殊作業員		R 3	-		R 4	-		材料	Z 1	軽油 <del>1.2号</del> バトルール給油		Z 2	-		Z 3	-		Z 4	-		市場単価	S	-		トラック機種	D/D区間の有無	片道運搬距離	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t 級, 吊能力 2.9t	無し	(表3.4)	有り	(表3.5)	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t 級, 吊能力 2.9t	無し	(表3.4)	有り	(表3.5)	<p>記載の修正・削除 (歩掛改定に伴う)</p>
積算条件	区 分																																																																																																																																				
片道運搬距離	2.0km以下																																																																																																																																				
	5.0km以下																																																																																																																																				
	9.0km以下																																																																																																																																				
	14.0km以下																																																																																																																																				
	20.0km以下																																																																																																																																				
	27.0km以下																																																																																																																																				
	35.0km以下																																																																																																																																				
	46.0km以下																																																																																																																																				
	60.0km以下																																																																																																																																				
項目	代表機勞材規格		備考																																																																																																																																		
機械	K 1	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t 積 吊能力 2.0t																																																																																																																																			
		トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t 種 吊能力 2.9t																																																																																																																																			
		K 2	-																																																																																																																																		
		K 3	-																																																																																																																																		
勞務	R 1	運転手 (特殊)																																																																																																																																			
	R 2	普通作業員																																																																																																																																			
	R 3	-																																																																																																																																			
	R 4	-																																																																																																																																			
材料	Z 1	軽油 1.2号 バトルール給油																																																																																																																																			
	Z 2	-																																																																																																																																			
	Z 3	-																																																																																																																																			
	Z 4	-																																																																																																																																			
市場単価	S	-																																																																																																																																			
積算条件	区 分																																																																																																																																				
片道運搬距離	2.0km以下																																																																																																																																				
	5.0km以下																																																																																																																																				
	9.0km以下																																																																																																																																				
	14.0km以下																																																																																																																																				
	20.0km以下																																																																																																																																				
	27.0km以下																																																																																																																																				
	35.0km以下																																																																																																																																				
	46.0km以下																																																																																																																																				
	60.0km以下																																																																																																																																				
項目	代表機勞材規格		備考																																																																																																																																		
機械	K 1	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t <del>積</del> 吊能力 2.0t																																																																																																																																			
		トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t <del>種</del> 級 吊能力 2.9t																																																																																																																																			
		K 2	-																																																																																																																																		
勞務	R 1	運転手 (特殊)																																																																																																																																			
	R 2	<del>普通作業員</del> 特殊作業員																																																																																																																																			
	R 3	-																																																																																																																																			
	R 4	-																																																																																																																																			
材料	Z 1	軽油 <del>1.2号</del> バトルール給油																																																																																																																																			
	Z 2	-																																																																																																																																			
	Z 3	-																																																																																																																																			
	Z 4	-																																																																																																																																			
市場単価	S	-																																																																																																																																			
トラック機種	D/D区間の有無	片道運搬距離																																																																																																																																			
トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t 級, 吊能力 2.9t	無し	(表3.4)																																																																																																																																			
	有り	(表3.5)																																																																																																																																			
トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t 級, 吊能力 2.9t	無し	(表3.4)																																																																																																																																			
	有り	(表3.5)																																																																																																																																			
I-2-③-2																																																																																																																																					
積算上の注意事項			(控え頁) 3/7																																																																																																																																		

工 種	現場発生品及び支給品運搬
-----	--------------

改正理由	一部改正	改正 現行																																										
現 行	改 正		備 考																																									
	<p style="text-align: center;">表 3. 4 運搬距離(1)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>積算条件</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15" style="text-align: center;">運搬距離</td><td>2.0km以下</td></tr> <tr><td>4.0km以下</td></tr> <tr><td>6.0km以下</td></tr> <tr><td>8.5km以下</td></tr> <tr><td>11.0km以下</td></tr> <tr><td>14.0km以下</td></tr> <tr><td>17.0km以下</td></tr> <tr><td>20.5km以下</td></tr> <tr><td>24.0km以下</td></tr> <tr><td>28.0km以下</td></tr> <tr><td>32.5km以下</td></tr> <tr><td>37.5km以下</td></tr> <tr><td>43.0km以下</td></tr> <tr><td>49.0km以下</td></tr> <tr><td>55.5km以下</td></tr> <tr><td>62.5km以下</td></tr> <tr><td>65.0km以下</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 3. 5 運搬距離(2)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>積算条件</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15" style="text-align: center;">運搬距離</td><td>1.5km以下</td></tr> <tr><td>3.0km以下</td></tr> <tr><td>5.0km以下</td></tr> <tr><td>7.0km以下</td></tr> <tr><td>9.0km以下</td></tr> <tr><td>11.5km以下</td></tr> <tr><td>14.0km以下</td></tr> <tr><td>17.0km以下</td></tr> <tr><td>20.0km以下</td></tr> <tr><td>23.5km以下</td></tr> <tr><td>27.5km以下</td></tr> <tr><td>31.5km以下</td></tr> <tr><td>36.0km以下</td></tr> <tr><td>41.0km以下</td></tr> <tr><td>46.5km以下</td></tr> <tr><td>52.5km以下</td></tr> <tr><td>59.0km以下</td></tr> <tr><td>65.0km以下</td></tr> </tbody> </table>		積算条件	区分	運搬距離	2.0km以下	4.0km以下	6.0km以下	8.5km以下	11.0km以下	14.0km以下	17.0km以下	20.5km以下	24.0km以下	28.0km以下	32.5km以下	37.5km以下	43.0km以下	49.0km以下	55.5km以下	62.5km以下	65.0km以下	積算条件	区分	運搬距離	1.5km以下	3.0km以下	5.0km以下	7.0km以下	9.0km以下	11.5km以下	14.0km以下	17.0km以下	20.0km以下	23.5km以下	27.5km以下	31.5km以下	36.0km以下	41.0km以下	46.5km以下	52.5km以下	59.0km以下	65.0km以下	記載の修正・削除 (歩掛改定に伴う)
積算条件	区分																																											
運搬距離	2.0km以下																																											
	4.0km以下																																											
	6.0km以下																																											
	8.5km以下																																											
	11.0km以下																																											
	14.0km以下																																											
	17.0km以下																																											
	20.5km以下																																											
	24.0km以下																																											
	28.0km以下																																											
	32.5km以下																																											
	37.5km以下																																											
	43.0km以下																																											
	49.0km以下																																											
	55.5km以下																																											
62.5km以下																																												
65.0km以下																																												
積算条件	区分																																											
運搬距離	1.5km以下																																											
	3.0km以下																																											
	5.0km以下																																											
	7.0km以下																																											
	9.0km以下																																											
	11.5km以下																																											
	14.0km以下																																											
	17.0km以下																																											
	20.0km以下																																											
	23.5km以下																																											
	27.5km以下																																											
	31.5km以下																																											
	36.0km以下																																											
	41.0km以下																																											
	46.5km以下																																											
52.5km以下																																												
59.0km以下																																												
65.0km以下																																												
積算上の注意事項			(控え頁) 4/7																																									

工 種	現場発生品及び支給品運搬
-----	--------------

改正理由	一部改正	改正	備考																																														
		現行																																															
現 行		改 正																																															
		<p>(2) 代表機材規格            下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。</p> <p>表3.6 現場発生品及び支給品運搬 代表機材規格一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">代表機材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機械</td> <td rowspan="2">K 1</td> <td>トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t <del>4t</del> 級 吊能力 2.9t</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t <del>4t</del> 級 吊能力 2.9t</td> <td></td> </tr> <tr> <td>K 2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>K 3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R 1</td> <td>運転手 (特殊)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R 2</td> <td>特殊作業員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R 3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z 1</td> <td>軽油 バトロール給油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z 2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z 3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z 4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	代表機材規格		備考	機械	K 1	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t <del>4t</del> 級 吊能力 2.9t		トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t <del>4t</del> 級 吊能力 2.9t		K 2	-		K 3	-		労務	R 1	運転手 (特殊)		R 2	特殊作業員		R 3	-		R 4	-		材料	Z 1	軽油 バトロール給油		Z 2	-		Z 3	-		Z 4	-		市場単価	S	-		記載の修正・削除 (歩掛改定に伴う)
項目	代表機材規格		備考																																														
機械	K 1	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 2t <del>4t</del> 級 吊能力 2.9t																																															
		トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t <del>4t</del> 級 吊能力 2.9t																																															
	K 2	-																																															
	K 3	-																																															
労務	R 1	運転手 (特殊)																																															
	R 2	特殊作業員																																															
	R 3	-																																															
	R 4	-																																															
材料	Z 1	軽油 バトロール給油																																															
	Z 2	-																																															
	Z 3	-																																															
	Z 4	-																																															
市場単価	S	-																																															
積算上の注意事項			(控え頁) 5/7																																														

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考																																																																																																																		
	<p>3. 施工単価入力基準表 (1) 現場発生品・支給品運搬</p> <table border="1"> <tr> <td>パッケージコード</td> <td>CB010410</td> <td>施工単位</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">人 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td>トラック機種 ①クレーン装置付ベーストラック 2t 種、吊能力2t (参考)荷台長L=3.0m 荷台幅W=1.6m ②クレーン装置付ベーストラック 4~ 4.5t種、吊能力2.9t (参考)荷台長L=3.4m 荷台幅W=2.0m</td> <td>片道運搬距離 (km) (表3.1)</td> <td>1回当り平均積載質量 (t) (表3.2)</td> </tr> </table> <p>(注) J 1条件で①を選択した場合は、J 3条件で②~⑩を選択することが出来ない。</p> <p>表3.1 片道運搬距離</p> <table border="1"> <tr><th>片道運搬距離</th><th>入力番号</th></tr> <tr><td>2.0km 以下</td><td>①</td></tr> <tr><td>5.0km 以下</td><td>②</td></tr> <tr><td>9.0km 以下</td><td>③</td></tr> <tr><td>14.0km 以下</td><td>④</td></tr> <tr><td>20.0km 以下</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>27.0km 以下</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>35.0km 以下</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>46.0km 以下</td><td>⑧</td></tr> <tr><td>60.0km 以下</td><td>⑨</td></tr> </table> <p>表3.2 1回当り平均積載質量</p> <table border="1"> <tr><th>1回当り平均積載質量</th><th>入力番号</th></tr> <tr><td>0.1t 以下</td><td>①</td></tr> <tr><td>0.1t 超 0.2t 以下</td><td>②</td></tr> <tr><td>0.2t 超 0.3t 以下</td><td>③</td></tr> <tr><td>0.3t 超 0.5t 以下</td><td>④</td></tr> <tr><td>0.5t 超 0.8t 以下</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>0.8t 超 1.1t 以下</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>1.1t 超 1.5t 以下</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>1.5t 超 2.0t 以下</td><td>⑧</td></tr> <tr><td>2.0t 超 2.6t 以下</td><td>⑨</td></tr> <tr><td>2.6t 超 2.95t 以下</td><td>⑩</td></tr> </table>	パッケージコード	CB010410	施工単位	回	施工区分	人 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	トラック機種 ①クレーン装置付ベーストラック 2t 種、吊能力2t (参考)荷台長L=3.0m 荷台幅W=1.6m ②クレーン装置付ベーストラック 4~ 4.5t種、吊能力2.9t (参考)荷台長L=3.4m 荷台幅W=2.0m	片道運搬距離 (km) (表3.1)	1回当り平均積載質量 (t) (表3.2)	片道運搬距離	入力番号	2.0km 以下	①	5.0km 以下	②	9.0km 以下	③	14.0km 以下	④	20.0km 以下	⑤	27.0km 以下	⑥	35.0km 以下	⑦	46.0km 以下	⑧	60.0km 以下	⑨	1回当り平均積載質量	入力番号	0.1t 以下	①	0.1t 超 0.2t 以下	②	0.2t 超 0.3t 以下	③	0.3t 超 0.5t 以下	④	0.5t 超 0.8t 以下	⑤	0.8t 超 1.1t 以下	⑥	1.1t 超 1.5t 以下	⑦	1.5t 超 2.0t 以下	⑧	2.0t 超 2.6t 以下	⑨	2.6t 超 2.95t 以下	⑩	<p>4. 施工単価入力基準表 (1) 現場発生品及び支給品運搬積込み・荷卸し</p> <table border="1"> <tr> <td>パッケージコード</td> <td>CB010420</td> <td>施工単位</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">人 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td>トラック機種 ①トラック [クレーン装置付] ベース トラック 2t 種、吊能力 2.9t (参考)荷台長L=3.0m 荷台幅W=1.6m ②トラック [クレーン装置付] ベース トラック 4~4.5t 種、吊能力 2.9t (参考)荷台長L=3.4m 荷台幅W=2.0m</td> <td>片道運搬距離 (km) (表3.1)</td> <td>1回当り平均積載質量 (t) (表3.2)</td> </tr> </table> <p>(注) J 1条件で①を選択した場合は、J 3条件で②~⑩を選択することが出来ない。</p> <p>表3.1 片道運搬距離</p> <table border="1"> <tr><th>片道運搬距離</th><th>入力番号</th></tr> <tr><td><del>2.0km 以下</del></td><td><del>①</del></td></tr> <tr><td><del>5.0km 以下</del></td><td><del>②</del></td></tr> <tr><td><del>9.0km 以下</del></td><td><del>③</del></td></tr> <tr><td><del>14.0km 以下</del></td><td><del>④</del></td></tr> <tr><td><del>20.0km 以下</del></td><td><del>⑤</del></td></tr> <tr><td><del>27.0km 以下</del></td><td><del>⑥</del></td></tr> <tr><td><del>35.0km 以下</del></td><td><del>⑦</del></td></tr> <tr><td><del>46.0km 以下</del></td><td><del>⑧</del></td></tr> <tr><td><del>60.0km 以下</del></td><td><del>⑨</del></td></tr> </table> <p>表3.2 1回当り平均積載質量</p> <table border="1"> <tr><th>1回当り平均積載質量</th><th>入力番号</th></tr> <tr><td><del>0.1t 以下</del></td><td><del>①</del></td></tr> <tr><td><del>0.1t 超 0.2t 以下</del></td><td><del>②</del></td></tr> <tr><td><del>0.2t 超 0.3t 以下</del></td><td><del>③</del></td></tr> <tr><td><del>0.3t 超 0.5t 以下</del></td><td><del>④</del></td></tr> <tr><td><del>0.5t 超 0.8t 以下</del></td><td><del>⑤</del></td></tr> <tr><td><del>0.8t 超 1.1t 以下</del></td><td><del>⑥</del></td></tr> <tr><td><del>1.1t 超 1.5t 以下</del></td><td><del>⑦</del></td></tr> <tr><td><del>1.5t 超 2.0t 以下</del></td><td><del>⑧</del></td></tr> <tr><td><del>2.0t 超 2.6t 以下</del></td><td><del>⑨</del></td></tr> <tr><td><del>2.6t 超 2.95t 以下</del></td><td><del>⑩</del></td></tr> </table>	パッケージコード	CB010420	施工単位	回	施工区分	人 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	トラック機種 ①トラック [クレーン装置付] ベース トラック 2t 種、吊能力 2.9t (参考)荷台長L=3.0m 荷台幅W=1.6m ②トラック [クレーン装置付] ベース トラック 4~4.5t 種、吊能力 2.9t (参考)荷台長L=3.4m 荷台幅W=2.0m	片道運搬距離 (km) (表3.1)	1回当り平均積載質量 (t) (表3.2)	片道運搬距離	入力番号	<del>2.0km 以下</del>	<del>①</del>	<del>5.0km 以下</del>	<del>②</del>	<del>9.0km 以下</del>	<del>③</del>	<del>14.0km 以下</del>	<del>④</del>	<del>20.0km 以下</del>	<del>⑤</del>	<del>27.0km 以下</del>	<del>⑥</del>	<del>35.0km 以下</del>	<del>⑦</del>	<del>46.0km 以下</del>	<del>⑧</del>	<del>60.0km 以下</del>	<del>⑨</del>	1回当り平均積載質量	入力番号	<del>0.1t 以下</del>	<del>①</del>	<del>0.1t 超 0.2t 以下</del>	<del>②</del>	<del>0.2t 超 0.3t 以下</del>	<del>③</del>	<del>0.3t 超 0.5t 以下</del>	<del>④</del>	<del>0.5t 超 0.8t 以下</del>	<del>⑤</del>	<del>0.8t 超 1.1t 以下</del>	<del>⑥</del>	<del>1.1t 超 1.5t 以下</del>	<del>⑦</del>	<del>1.5t 超 2.0t 以下</del>	<del>⑧</del>	<del>2.0t 超 2.6t 以下</del>	<del>⑨</del>	<del>2.6t 超 2.95t 以下</del>	<del>⑩</del>	<p>記載の修正・削除 (歩掛改定に伴う)</p>
パッケージコード	CB010410	施工単位	回																																																																																																																		
施工区分	人 力 条 件																																																																																																																				
各 種	J 1	J 2	J 3																																																																																																																		
	トラック機種 ①クレーン装置付ベーストラック 2t 種、吊能力2t (参考)荷台長L=3.0m 荷台幅W=1.6m ②クレーン装置付ベーストラック 4~ 4.5t種、吊能力2.9t (参考)荷台長L=3.4m 荷台幅W=2.0m	片道運搬距離 (km) (表3.1)	1回当り平均積載質量 (t) (表3.2)																																																																																																																		
片道運搬距離	入力番号																																																																																																																				
2.0km 以下	①																																																																																																																				
5.0km 以下	②																																																																																																																				
9.0km 以下	③																																																																																																																				
14.0km 以下	④																																																																																																																				
20.0km 以下	⑤																																																																																																																				
27.0km 以下	⑥																																																																																																																				
35.0km 以下	⑦																																																																																																																				
46.0km 以下	⑧																																																																																																																				
60.0km 以下	⑨																																																																																																																				
1回当り平均積載質量	入力番号																																																																																																																				
0.1t 以下	①																																																																																																																				
0.1t 超 0.2t 以下	②																																																																																																																				
0.2t 超 0.3t 以下	③																																																																																																																				
0.3t 超 0.5t 以下	④																																																																																																																				
0.5t 超 0.8t 以下	⑤																																																																																																																				
0.8t 超 1.1t 以下	⑥																																																																																																																				
1.1t 超 1.5t 以下	⑦																																																																																																																				
1.5t 超 2.0t 以下	⑧																																																																																																																				
2.0t 超 2.6t 以下	⑨																																																																																																																				
2.6t 超 2.95t 以下	⑩																																																																																																																				
パッケージコード	CB010420	施工単位	回																																																																																																																		
施工区分	人 力 条 件																																																																																																																				
各 種	J 1	J 2	J 3																																																																																																																		
	トラック機種 ①トラック [クレーン装置付] ベース トラック 2t 種、吊能力 2.9t (参考)荷台長L=3.0m 荷台幅W=1.6m ②トラック [クレーン装置付] ベース トラック 4~4.5t 種、吊能力 2.9t (参考)荷台長L=3.4m 荷台幅W=2.0m	片道運搬距離 (km) (表3.1)	1回当り平均積載質量 (t) (表3.2)																																																																																																																		
片道運搬距離	入力番号																																																																																																																				
<del>2.0km 以下</del>	<del>①</del>																																																																																																																				
<del>5.0km 以下</del>	<del>②</del>																																																																																																																				
<del>9.0km 以下</del>	<del>③</del>																																																																																																																				
<del>14.0km 以下</del>	<del>④</del>																																																																																																																				
<del>20.0km 以下</del>	<del>⑤</del>																																																																																																																				
<del>27.0km 以下</del>	<del>⑥</del>																																																																																																																				
<del>35.0km 以下</del>	<del>⑦</del>																																																																																																																				
<del>46.0km 以下</del>	<del>⑧</del>																																																																																																																				
<del>60.0km 以下</del>	<del>⑨</del>																																																																																																																				
1回当り平均積載質量	入力番号																																																																																																																				
<del>0.1t 以下</del>	<del>①</del>																																																																																																																				
<del>0.1t 超 0.2t 以下</del>	<del>②</del>																																																																																																																				
<del>0.2t 超 0.3t 以下</del>	<del>③</del>																																																																																																																				
<del>0.3t 超 0.5t 以下</del>	<del>④</del>																																																																																																																				
<del>0.5t 超 0.8t 以下</del>	<del>⑤</del>																																																																																																																				
<del>0.8t 超 1.1t 以下</del>	<del>⑥</del>																																																																																																																				
<del>1.1t 超 1.5t 以下</del>	<del>⑦</del>																																																																																																																				
<del>1.5t 超 2.0t 以下</del>	<del>⑧</del>																																																																																																																				
<del>2.0t 超 2.6t 以下</del>	<del>⑨</del>																																																																																																																				
<del>2.6t 超 2.95t 以下</del>	<del>⑩</del>																																																																																																																				
積算上の注意事項			(控え頁) 6/7																																																																																																																		

工 種	現場発生品及び支給品運搬
-----	--------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考																																																																																																																																														
	現 行	改 正																																																																																																																																															
		<p>(2) 現場発生品及び支給品運搬</p> <table border="1"> <tr> <td>パッケージコード</td> <td>CB010410</td> <td>施工単位</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">人 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td colspan="2">J 1</td> <td>J 2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トラック機種 ①トラック〔クレーン装置付〕ベーストラック 2t 級、吊能力 2.9t ②トラック〔クレーン装置付〕ベーストラック 4~4.5t 級、吊能力 2.9t</td> <td>DID区間の有無 ①無し ②有り</td> <td>J 3~4 運搬距離番号 (表 4. 1)</td> </tr> </table> <p>(注) J 2 条件で①を選択した場合は J 3 条件、②を選択した場合は J 4 条件を選択し、運搬距離番号は表 4. 1 より選択すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4. 1 運搬距離番号</b></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">J 3 (D I D 区間：無し)</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>2.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> <td>6.0 以下</td> <td>8.5 以下</td> <td>11.0 以下</td> <td>14.0 以下</td> <td>17.0 以下</td> <td>20.5 以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>24.0 以下</td> <td>28.0 以下</td> <td>32.5 以下</td> <td>37.5 以下</td> <td>43.0 以下</td> <td>49.0 以下</td> <td>55.5 以下</td> <td>62.5 以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>65.0 以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑰</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">J 4 (D I D 区間：有り)</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>1.5 以下</td> <td>3.0 以下</td> <td>5.0 以下</td> <td>7.0 以下</td> <td>9.0 以下</td> <td>11.5 以下</td> <td>14.0 以下</td> <td>17.0 以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>20.0 以下</td> <td>23.5 以下</td> <td>27.5 以下</td> <td>31.5 以下</td> <td>36.0 以下</td> <td>41.0 以下</td> <td>46.5 以下</td> <td>52.5 以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>50.0 以下</td> <td>65.0 以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは平均値とする。</p>	パッケージコード	CB010410	施工単位	t	施工区分	人 力 条 件			各 種	J 1		J 2	トラック機種 ①トラック〔クレーン装置付〕ベーストラック 2t 級、吊能力 2.9t ②トラック〔クレーン装置付〕ベーストラック 4~4.5t 級、吊能力 2.9t		DID区間の有無 ①無し ②有り	J 3~4 運搬距離番号 (表 4. 1)	J 3 (D I D 区間：無し)									運搬距離 (km)	2.0 以下	4.0 以下	6.0 以下	8.5 以下	11.0 以下	14.0 以下	17.0 以下	20.5 以下	入力番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	運搬距離 (km)	24.0 以下	28.0 以下	32.5 以下	37.5 以下	43.0 以下	49.0 以下	55.5 以下	62.5 以下	入力番号	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	運搬距離 (km)	65.0 以下								入力番号	⑰								J 4 (D I D 区間：有り)									運搬距離 (km)	1.5 以下	3.0 以下	5.0 以下	7.0 以下	9.0 以下	11.5 以下	14.0 以下	17.0 以下	入力番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	運搬距離 (km)	20.0 以下	23.5 以下	27.5 以下	31.5 以下	36.0 以下	41.0 以下	46.5 以下	52.5 以下	入力番号	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	運搬距離 (km)	50.0 以下	65.0 以下							入力番号	⑰	⑱							記載の修正・削除 (歩掛改定に伴う)
パッケージコード	CB010410	施工単位	t																																																																																																																																														
施工区分	人 力 条 件																																																																																																																																																
各 種	J 1		J 2																																																																																																																																														
	トラック機種 ①トラック〔クレーン装置付〕ベーストラック 2t 級、吊能力 2.9t ②トラック〔クレーン装置付〕ベーストラック 4~4.5t 級、吊能力 2.9t		DID区間の有無 ①無し ②有り	J 3~4 運搬距離番号 (表 4. 1)																																																																																																																																													
J 3 (D I D 区間：無し)																																																																																																																																																	
運搬距離 (km)	2.0 以下	4.0 以下	6.0 以下	8.5 以下	11.0 以下	14.0 以下	17.0 以下	20.5 以下																																																																																																																																									
入力番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																									
運搬距離 (km)	24.0 以下	28.0 以下	32.5 以下	37.5 以下	43.0 以下	49.0 以下	55.5 以下	62.5 以下																																																																																																																																									
入力番号	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯																																																																																																																																									
運搬距離 (km)	65.0 以下																																																																																																																																																
入力番号	⑰																																																																																																																																																
J 4 (D I D 区間：有り)																																																																																																																																																	
運搬距離 (km)	1.5 以下	3.0 以下	5.0 以下	7.0 以下	9.0 以下	11.5 以下	14.0 以下	17.0 以下																																																																																																																																									
入力番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																									
運搬距離 (km)	20.0 以下	23.5 以下	27.5 以下	31.5 以下	36.0 以下	41.0 以下	46.5 以下	52.5 以下																																																																																																																																									
入力番号	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯																																																																																																																																									
運搬距離 (km)	50.0 以下	65.0 以下																																																																																																																																															
入力番号	⑰	⑱																																																																																																																																															
積算上の注意事項			(控え頁) 7/7																																																																																																																																														

工 種	一般管理費等及び消費税等相当額
-----	-----------------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																																															
現	行	改 正	備 考																																															
<p><b>2 付 加 利 益</b></p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与（損金算入分を除く） (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p><b>3 一般管理費等の算定</b> 一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p><b>4 一般管理費等率の補正</b> (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。 1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。 (2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>別表第1 一般管理費等率</b></p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工 事 原 価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] Gp=-4.97802×LOG(Cp)+56.92101 (%) ただし、Gp：一般管理費等率 (%) Cp：工事原価（単位円） (注) 1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>別表第2 一般管理費等率の補正 (参考)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> <td>35%を超える場合</td> </tr> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数に乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 (参考)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>保 証 の 方 法</td> <td>補正値 (%)</td> </tr> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超える場合	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	保 証 の 方 法	補正値 (%)	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない	<p style="text-align: center;">現 行 ど お り</p> <p><b>3 一般管理費等の算定</b> 一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 <b>一般管理費等=工事原価×一般管理費等率 (Gp)</b> なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p><b>4 一般管理費等率の補正</b> (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。 1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。 (2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>別表第1 一般管理費等率</b></p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工 事 原 価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] Gp=-4.97802×LOG(Cp)+56.92101 (%) ただし、Gp：一般管理費等率 (%) Cp：工事原価（単位円） (注) 1. Gpの値は、小数点第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>別表第2 一般管理費等率の補正 (参考)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> <td>35%を超える場合</td> </tr> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数に乗じて得た率は、小数点第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p style="text-align: center;">現 行 ど お り</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超える場合	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	<p>記載の修正</p>
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																															
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																															
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超える場合																																													
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																													
保 証 の 方 法	補正値 (%)																																																	
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04																																																	
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																																																	
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない																																																	
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																															
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																															
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超える場合																																													
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																													
積算上の注意事項	I-3-①-2		(控え頁) 1 / 1																																															

工 種	随意契約
-----	------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																								
	現 行	改 正																																									
	<p>第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <p>1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について 随意契約方式により工事を発注する場合の調整については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 調整対象となる工事</p> <p>1) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。</p> <p>2) 繰越、国債工事の取扱い</p> <p>現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。</p> <p>(2) 調整の対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。</p> <p>(3) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。</p> <p>1) 異種の工事とは次表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>工事請負有資格業者名簿による種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>鋼橋上部工事、機械設備工事</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>プレストレスト・コンクリート工事</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>建築工事、木造建築工事、プレハブ工事</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>維持修繕工事、塗装工事、橋梁補修工事</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>造園工事</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>さく井工事</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>暖冷房衛生設備工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 積算体系が同一（一般管理費等率が同じもの）の異種の工事は次により調整する。</p> <p>(イ) 現場管理費については調整しない。</p> <p>(ロ) 一般管理費等については調整する。</p> <p>3) 積算体系が異なる異種の工事は調整しない。</p> <p>I-1-①-I</p>	工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別	A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事	B	鋼橋上部工事、機械設備工事	C	プレストレスト・コンクリート工事	D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事	E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事	F	維持修繕工事、塗装工事、橋梁補修工事	G	造園工事	H	さく井工事	I	暖冷房衛生設備工事	<p>第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <p>1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について 随意契約方式により工事を発注する場合の調整については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 調整対象となる工事</p> <p>1) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。</p> <p>2) 繰越、国債工事の取扱い</p> <p>現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。</p> <p>(2) 調整対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。</p> <p>(3) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。</p> <p>1) 異種の工事とは次表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>工事請負有資格業者名簿による種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>鋼橋上部工事、機械設備工事</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>プレストレスト・コンクリート工事</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>建築工事、木造建築工事、プレハブ工事</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>維持修繕工事、塗装工事、橋梁補修工事</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>造園工事</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>さく井工事</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>暖冷房衛生設備工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 積算体系が同一（一般管理費等率の算出区分が同じもの）の異種の工事は次により調整する。</p> <p>(イ) 共通仮設費・現場管理費については調整しない。</p> <p>(ロ) 一般管理費等については調整する。</p> <p>3) 積算体系が異なる（一般管理費等率の算出区分が異なる）異種の工事は調整しない。</p>	工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別	A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事	B	鋼橋上部工事、機械設備工事	C	プレストレスト・コンクリート工事	D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事	E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事	F	維持修繕工事、塗装工事、橋梁補修工事	G	造園工事	H	さく井工事	I	暖冷房衛生設備工事	記載の変更
工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別																																										
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事																																										
B	鋼橋上部工事、機械設備工事																																										
C	プレストレスト・コンクリート工事																																										
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事																																										
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事																																										
F	維持修繕工事、塗装工事、橋梁補修工事																																										
G	造園工事																																										
H	さく井工事																																										
I	暖冷房衛生設備工事																																										
工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別																																										
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事																																										
B	鋼橋上部工事、機械設備工事																																										
C	プレストレスト・コンクリート工事																																										
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事																																										
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事																																										
F	維持修繕工事、塗装工事、橋梁補修工事																																										
G	造園工事																																										
H	さく井工事																																										
I	暖冷房衛生設備工事																																										
積算上の注意事項			(控え頁) 1 / 9																																								

工 種	随意契約
-----	------

改正理由	一部改正	改正 <hr/> 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
<p>2 共通仮設費の調整計算の方法</p> <p>(1) 積上げ計算部分</p> <p>1) 運 搬 費 実態に合わせ調整する。</p> <p>2) 事業損失防止施設費 実態に合わせ調整する。</p> <p>3) 安 全 費 実態に合わせ調整する。</p> <p>4) 技術管理費 実態に合わせ調整する。</p> <p>5) 営 繕 費 実態に合わせ調整する。</p> <p>6) その他の共通仮設費 実態に合わせ調整する。</p> <p>(2) 率計算部分</p> <p>1) 工種の適用 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。</p> <p>(3) 調整計算の方法 (総価契約単価合意方式以外の場合に適用) 現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。</p> <p>1) 調整の一般式は次のとおりとする。</p> $A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ <p>A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 <math>\gamma 1</math> : Dに相当する主たる工種の共通仮設費率 <math>\gamma 2</math> : Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>2) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は、次のとおりとする。</p> <p>なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。</p> $A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の対象額 C : 当該追加工事の対象額 D : 合算工事の対象額</p> $\beta 1 = \beta \textcircled{1} \cdot S r \textcircled{1} : D \text{に相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (\%)}$ <p>なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $\beta \textcircled{1} : D \text{に相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率}$ <p>ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする</p> $S r \textcircled{1} = \frac{B \times S r \textcircled{2} + C \times S r \textcircled{3}}{B + C}$ <p>S r \textcircled{1} : (B+C) に相当する主たる工種の補正係数 S r \textcircled{2} : Bに相当する現工事の工種の補正係数 S r \textcircled{3} : Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数 なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $I - 4 - \textcircled{1} - 2$	<p>2 調整計算の方法</p> <p>(1) <del>共通仮設費の調整計算の方法</del></p> <p><del>4) 積上げ計算部分</del> 実態に合わせ調整する。 <del>1) 運搬費</del> 実態に合わせ調整する。 <del>2) 事業損失防止施設費</del> 実態に合わせ調整する。 <del>3) 安全費</del> 実態に合わせ調整する。 <del>4) 技術管理費</del> 実態に合わせ調整する。 <del>5) 営繕費</del> 実態に合わせ調整する。 <del>6) その他の共通仮設費</del> 実態に合わせ調整する。</p> <p><del>4) 率計算部分</del></p> <p><del>1) 工種の適用</del> 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。</p> <p><del>4) 3) 調整計算の方法 (率計算部分) (総価契約単価合意方式以外の場合に適用)</del> 現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。</p> <p>(イ) <del>調整の一般式は次のとおりとする。</del></p> $A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ <p>A : 当該追加工事の共通仮設費 (調整計算額) B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 <math>\gamma 1</math> : Dに相当する主たる工種の共通仮設費率 <math>\gamma 2</math> : Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。</p> <p>また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。 <del>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</del></p> <p>(ロ) <del>施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は、次のとおりとする。</del> なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。</p> $A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A : 当該追加工事の共通仮設費 (調整計算額) B : 現工事の対象額 C : 当該追加工事の対象額 D : 合算工事の対象額</p> $\beta 1 = \beta \textcircled{1} \cdot S r \textcircled{1} : D \text{に相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (\%)}$ <p>なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $\beta \textcircled{1} : D \text{に相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率}$ <p>ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする</p> $S r \textcircled{1} = \frac{B \times S r \textcircled{2} + C \times S r \textcircled{3}}{B + C}$	記載の変更	
積算上の注意事項			(控え頁)  2 / 9



工 種	随意契約
-----	------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
	<p><math>\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②</math> : Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (%)          なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  <math>\beta ②</math> : Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率          ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。          また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(4) 現場環境改善費 (仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携) (総備契約単価合意方式以外の場合に適用)</p> <p>1) 積上げ計算部分          実態に合わせ調整する。</p> <p>2) 調整計算の方法 (率計算部分)          (イ) 現工事及び追加工事とも現場環境改善費の場合  <math>A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2</math>          A : 当該追加工事の現場環境改善費          B : 現工事の現場環境改善費対象額          D : 合算工事の現場環境改善費対象額  <math>\gamma 1</math> : Dに相当する現場環境改善費率  <math>\gamma 2</math> : Bに相当する現工事の現場環境改善費率          ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。          また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(ロ) 追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合          追加工事の単独計算</p> <p style="text-align: center;">I-4-①-3</p>	<p>S r ① : (B + C) に相当する主たる工種の補正係数          S r ② : Bに相当する現工事の工種の補正係数          S r ③ : Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数          なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p><math>\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②</math> : Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (%)          なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  <math>\beta ②</math> : Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率          ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。          また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。  <del>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</del></p> <p><del>(4) 現場環境改善費 (仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携) (総備契約単価合意方式以外の場合に適用)</del></p> <p>(イ) <del>積上げ計算部分</del>          実態に合わせ調整する。</p> <p>(ロ) <del>調整計算の方法 (率計算部分)</del>          i) <del>現工事及び追加工事とも現場環境改善費の対象工事の場合</del>  <math>A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2</math>          A : 当該追加工事の現場環境改善費 (調整計算額)          B : 現工事の現場環境改善費対象額          D : 合算工事の現場環境改善費対象額  <math>\gamma 1</math> : Dに相当する現場環境改善費率  <math>\gamma 2</math> : Bに相当する現工事の現場環境改善費率          ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。          また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。  <del>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</del></p> <p>ii) <del>追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合</del>          追加工事の単独計算</p>	記載の変更
積算上の注意事項			(控え頁) 3 / 9

工 種	随意契約
-----	------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 <hr/> 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
<p><b>3 現場管理費の調整計算の方法</b></p> <p>(1) 工種の適用 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。</p> <p>(2) 調整計算の方法（総備契約単価合意方式以外の場合に適用） 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。</p> <p>1) 調整の一般式は次のとおりとする。</p> $A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の現場管理費 B：現工事の純工事費 D：合算工事の対象額 <math>\beta 1</math>：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率 <math>\beta 2</math>：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>2) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合</p> $A \leq (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$ <p><math>\gamma 1</math>：現工事の現場管理費補正率</p> <p>(ロ) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合</p> $A \leq (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$ <p>C：当該追加工事の調整後の純工事費 <math>\gamma 2</math>：当該追加工事の現場管理費補正率</p> <p>(ハ) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合</p> $A \leq \{D \times (\beta 1 + \gamma 3)\} - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$ <p><math>\gamma 3</math>：Dに相当する現場管理費補正率</p> <p>B、Cに対する<math>\gamma 1</math>、<math>\gamma 2</math>が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を<math>\gamma 3</math>とする。</p> <p>ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>3) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。</p> $A \leq (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の現場管理費 B：現工事の純工事費 C：当該追加工事の調整後の純工事費 D：合算工事の対象額 <math>\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①</math>：Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率（%） なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 <math>\beta ①</math>：Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率 ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。</p> $S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$ <p>S r ①：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数 S r ②：Bに相当する現工事の工種の補正係数 S r ③：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数 なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">I-4-①-4</p>	<p><b>(2) 現場管理費の調整計算の方法</b></p> <p>41) 率計算部分 <del>① 工種の適用</del> 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。</p> <p>42) 調整計算の方法（率計算部分）<del>（総備契約単価合意方式以外の場合に適用）</del> 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。</p> <p>(イ) <del>①</del> 調整の一般式は次のとおりとする。</p> $A = \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の現場管理費（調整計算額） B：現工事の純工事費 D：合算工事の対象額 <math>\beta 1</math>：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率 <math>\beta 2</math>：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。</p> <p>また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。 <del>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</del></p> <p>(ロ) <del>②</del> 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。</p> <p>i) <del>①</del> 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合</p> $A = \leq (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$ <p><math>\gamma 1</math>：現工事の現場管理費補正率</p> <p>ii) <del>②</del> 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合</p> $A = \leq (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$ <p>C：当該追加工事の調整後の純工事費 <math>\gamma 2</math>：当該追加工事の現場管理費補正率</p> <p>iii) <del>③</del> 現工事及び当該追加工事に補正がある場合</p> $A = \leq \{D \times (\beta 1 + \gamma 3)\} - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$ <p><math>\gamma 3</math>：Dに相当する現場管理費補正率 B、Cに対する<math>\gamma 1</math>、<math>\gamma 2</math>が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を<math>\gamma 3</math>とする。</p> <p>ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。</p> <p>また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。 <del>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</del></p> <p>(ハ) <del>④</del> 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。</p> $A = \leq (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の現場管理費（調整計算額） B：現工事の純工事費 C：当該追加工事の調整後の純工事費 D：合算工事の対象額 <math>\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①</math>：Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率（%） なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 <math>\beta ①</math>：Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率 ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。</p> $S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$	記載の変更	
積算上の注意事項		次頁へ移動	(控え頁) 4 / 9

工 種	随意契約
-----	------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
	現 行	改 正	備 考
	<p><math>\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②</math> : Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率 (%)          なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  <math>\beta ②</math> : Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率  <math>\delta 1</math> : 当該追加工事の現場管理費補正率 (補正率が無い場合は0%とする。)          ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。          また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p><b>4 一般管理費等の調整計算の方法</b>          (1) 調整計算の方法 (総価契約単価合意方式以外の場合に適用)          現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。  <math>A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta</math>          A : 当該追加工事の一般管理費等          B : 現工事の工事原価 (中止期間中の現場維持等の費用を含む)          C : 当該追加工事の調整後の工事原価          D : 合算工事の工事原価  <math>\alpha 1</math> : Dに相当する一般管理費等率  <math>\alpha 2</math> : Bに相当する現工事の一般管理費等率  <math>\beta</math> : 当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正値  <math>\delta 1</math> : 前払金支出割合による補正係数          現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数  <math>\delta 2</math> : 現工事の前払金支出割合による補正係数          一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">I-4-①-5</p>	<p>S r ① : (B + C) に相当する主たる工種の補正係数          S r ② : Bに相当する現工事の工種の補正係数          S r ③ : Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数          なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  <math>\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②</math> : Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率 (%)          なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  <math>\beta ②</math> : Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率  <math>\delta 1</math> : 当該追加工事の現場管理費補正率 (補正率が無い場合は0%とする。)          ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。          また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。  <del>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</del></p> <p><del>(3) 4- 一般管理費等の調整計算の方法</del>  <del>4(1) 調整計算の方法 (総価契約単価合意方式以外の場合に適用)</del>          現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。  <math>A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta</math>          A : 当該追加工事の一般管理費等 (調整計算額)          B : 現工事の工事原価 (中止期間中の現場維持等の費用を含む)          C : 当該追加工事の調整後の工事原価          D : 合算工事の工事原価  <math>\alpha 1</math> : Dに相当する一般管理費等率  <math>\alpha 2</math> : Bに相当する現工事の一般管理費等率  <math>\beta</math> : 当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正値  <math>\delta 1</math> : 前払金支出割合による補正係数          現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数  <math>\delta 2</math> : 現工事の前払金支出割合による補正係数          一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	記載の変更
積算上の注意事項			(控え頁) 5 / 9

工 種	随意契約
-----	------

改正理由	一部改正	改正 現行	
現 行	改 正	備 考	
<p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <p>1 現場管理費の調整計算の一般式</p> $A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A : 当該追加工事の現場管理費 B : 現工事の純工事費 D : 合算工事の純工事費 <math>\beta 1</math> : Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率 <math>\beta 2</math> : Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率</p> <p>なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 現場管理費の調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。</p> <p>2 一般管理費等の調整計算の一般式</p> $A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ <p>A : 当該追加工事の一般管理費等 B : 現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む） C : 当該追加工事の調整後の工事原価 D : 合算工事の工事原価 <math>\alpha 1</math> : Dに相当する改正基準による一般管理費等率 <math>\alpha 2</math> : Bに相当する改正基準による一般管理費等率 <math>\beta</math> : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值 <math>\delta 1</math> : 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数 <math>\delta 2</math> : 現工事の前払金支出割合による補正係数</p> <p>一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>3 設計変更について</p> <p>旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。</p> <p>4 共通仮設費</p> <p>共通仮設費の積算にあたっては上記現場管理費の取扱いと同様とする。</p> <p style="text-align: center;">I-1-②-1</p>	<p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <p>1 共通仮設費の調整計算の一般式</p> $A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ <p>A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 <math>\gamma 1</math> : Dに相当する「主たる工種」の改正基準による共通仮設費率 <math>\gamma 2</math> : Bに相当する現工事の工種の改正基準による共通仮設費率</p> <p>なお、共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 2 調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。</p> <p>2-4 現場管理費の調整計算の一般式</p> $A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A : 当該追加工事の現場管理費 B : 現工事の純工事費 D : 合算工事の純工事費 <math>\beta 1</math> : Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率 <math>\beta 2</math> : Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率</p> <p>なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 2 調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。</p> <p>3-2 一般管理費等の調整計算の一般式</p> $A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ <p>A : 当該追加工事の一般管理費等 B : 現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む） C : 当該追加工事の調整後の工事原価 D : 合算工事の工事原価 <math>\alpha 1</math> : Dに相当する改正基準による一般管理費等率 <math>\alpha 2</math> : Bに相当する改正基準による一般管理費等率 <math>\beta</math> : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值 <math>\delta 1</math> : 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数 <math>\delta 2</math> : 現工事の前払金支出割合による補正係数</p> <p>一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p><del>4 共通仮設費</del> <del>共通仮設費の積算にあたっては上記現場管理費の取扱いと同様とする。</del></p>	<p>記載の変更</p>	
積算上の注意事項		(控え頁) 6 / 9	

工 種	随意契約
-----	------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
	現 行	改 正	備 考
	<p><b>③ 工事請負契約書第26条（スライド条項）の減額となる場合の運用について</b></p> <p><b>1 適用対象工事</b></p> <p>(1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000分の30以上変化していると予想されること。  <small>なお、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が1,000分の30以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)</small></p> <p>(2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。</p> <p>(3) 適用対象工事の確認時期は、12月経過時点、その時点で対象外の場合は、次の4月及び10月等、労務単価もしくは機械損料改訂時を確認時期とする。</p> <p>(4) 残工事の工期がスライド基準日から2月以上あること。</p> <p><b>2 スライド額の算定</b></p> <p>(1) 受注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。  <math display="block">S = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15 / 1,000)]</math> <small>(ただし、<math>P_1 &gt; P_2</math>)</small>  S：スライド額  P<sub>1</sub>：請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額  P<sub>2</sub>：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額  <small>(<math>P = \alpha \times Z</math>、<math>\alpha</math>：落札率、Z：積算額)</small></p> <p>(2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。  <small>また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらずスライド額が1,000分の15以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)</small></p> <p>(3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果1,000分の15以上のスライド額となる場合は、1,000分の15を超える額をスライド額とする。</p> <p><b>3 残工事量の算定</b></p> <p>(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。</p> <p>(2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。</p> <p>(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 工場製作品品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。</li> <li>2) 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。</li> <li>3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。</li> <li>4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。</li> <li>5) 出来形数量の計上方法については、甲側に換算数量がない場合は、乙側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。</li> </ol> <p><b>4 物価指数等</b></p> <p>甲としては、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、乙の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。</p>	<p>現行どおり</p> <p>(5) 出来形数量の計上方法については、<b>※発注者側</b>に換算数量がない場合は、<b>※受注者側</b>の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。</p> <p><b>4 物価指数等</b></p> <p><b>※発注者</b>としては、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、<b>※受注者</b>の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。</p>	<p>記載の修正</p>
積算上の注意事項	I-4-③-1		(控え頁) 7 / 9

工 種	随意契約
-----	------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	
現	行	改	正
<p>5 変更契約の時期 スライドの契約変更は、原則として、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとするが、精算変更時点でも行うことができる。</p> <p>6 スライド額の説明 スライド額の協議時においては、甲は積算に用いた各種単価の変動資料や工事費構成書などを活用して、変更内容の説明を行うものとする。</p>	<p>5 変更契約の時期 スライドの契約変更は、原則として、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとするが、精算変更時点でも行うことができる。</p> <p>6 スライド額の説明 スライド額の協議時においては、<b>発注者</b>は積算に用いた各種単価の変動資料や工事費構成書などを活用して、変更内容の説明を行うものとする。</p>		記載の修正
-4-③-2			
積算上の注意事項			(控え頁) 8 / 9

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
<p>④ 工事請負契約書第 26 条第5項(単品スライド条項)の運用について</p> <p>「工事請負契約書第 26 条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル」 令和3年4月 神奈川県制定によるものとする。</p> <p>⑤ 工事請負契約書第 26 条第5項(単品スライド条項)の運用の拡充について</p> <p>「工事請負契約における単品スライド条項の運用の拡充について」 平成 20 年9月 25 日 神奈川県制定によるものとする。</p> <p>⑥ 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用について</p> <p>「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル」 令和3年4月 神奈川県制定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">I-4-④-1</p>	<p>④ 工事請負契約書第 26 条第5項(単品スライド条項)の運用について</p> <p>「工事請負契約書第 26 条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル」 令和4年10月1日 神奈川県制定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">} 削除</p>	<p>記載の修正</p>	
積算上の注意事項			(控え頁) 9 / 9

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																																																																																																																												
現	行	改	正																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>規 格</th> <th>設計表示 単位</th> <th>数 位</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土工</td><td>土砂等運搬</td><td>土質</td><td>m<sup>3</sup></td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>土工</td><td>残土等処分</td><td></td><td>m<sup>3</sup></td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>土工</td><td>作業土工</td><td>床掘り</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>土工</td><td></td><td>埋戻し</td><td>土質区分 土質</td><td>m<sup>3</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>土工</td><td>作業土工(ICT)</td><td>床掘り(ICT)</td><td>土質</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>土工</td><td>堤防天端工</td><td>天端敷砂利</td><td>砕石規格 敷厚</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td>矢板工</td><td>鋼矢板</td><td>鋼矢板型式 鋼矢板平均長さ 鋼矢板打込長 【鋼矢板平均引抜長】</td><td>枚</td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>可とう鋼矢板</td><td>可とう種別 鋼矢板型式 鋼矢板長さ</td><td>枚</td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>軽量鋼矢板</td><td>軽量鋼矢板型式 軽量鋼矢板平均長さ 矢板投入長</td><td>枚</td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>広幅鋼矢板</td><td>広幅鋼矢板 型式 広幅鋼矢板平均長さ 鋼矢板打込長 【鋼矢板平均引抜長】</td><td>枚</td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>タイロッド</td><td>タイロッド材質 タイロッド径</td><td>組</td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>腹起し</td><td>溝形鋼規格</td><td>t</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>控え版</td><td>コンクリート規格 幅 高さ</td><td>m</td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>中筋砂</td><td>砂規格</td><td>m<sup>3</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td>法枠工</td><td>法枠(現場打、プレキャスト、吹付)</td><td>法枠規格 中筋材種類</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td>吹付工</td><td>吹付(モルタル、コンクリート)</td><td>セメント種類 吹付厚</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td>法面施肥工</td><td>法面施肥</td><td>施工区分</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td>養生工</td><td>種子散布</td><td>種子規格 肥料の有無 施工規模</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>芝(各種)</td><td>芝種類 施工規模</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>客土吹付</td><td>吹付厚 工種区分 施工規模</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>養生基材吹付</td><td>吹付厚 工種区分 施工規模</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>養生マット</td><td>工種区分 施工規模</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>養生シート</td><td>工種区分 施工規模</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>養生筋</td><td>工種区分 施工規模</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>共通の工種</td><td></td><td>養生穴</td><td>穿孔数</td><td>m<sup>2</sup></td><td>1</td></tr> </tbody> </table>		種 別	細 別	規 格	設計表示 単位	数 位	備 考	土工	土砂等運搬	土質	m <sup>3</sup>	1		土工	残土等処分		m <sup>3</sup>	1		土工	作業土工	床掘り	m <sup>2</sup>	1		土工		埋戻し	土質区分 土質	m <sup>3</sup>	1	土工	作業土工(ICT)	床掘り(ICT)	土質	m <sup>2</sup>	1	土工	堤防天端工	天端敷砂利	砕石規格 敷厚	m <sup>2</sup>	1	共通の工種	矢板工	鋼矢板	鋼矢板型式 鋼矢板平均長さ 鋼矢板打込長 【鋼矢板平均引抜長】	枚	1	共通の工種		可とう鋼矢板	可とう種別 鋼矢板型式 鋼矢板長さ	枚	1	共通の工種		軽量鋼矢板	軽量鋼矢板型式 軽量鋼矢板平均長さ 矢板投入長	枚	1	共通の工種		広幅鋼矢板	広幅鋼矢板 型式 広幅鋼矢板平均長さ 鋼矢板打込長 【鋼矢板平均引抜長】	枚	1	共通の工種		タイロッド	タイロッド材質 タイロッド径	組	1	共通の工種		腹起し	溝形鋼規格	t	0.1	共通の工種		控え版	コンクリート規格 幅 高さ	m	1	共通の工種		中筋砂	砂規格	m <sup>3</sup>	1	共通の工種	法枠工	法枠(現場打、プレキャスト、吹付)	法枠規格 中筋材種類	m <sup>2</sup>	1	共通の工種	吹付工	吹付(モルタル、コンクリート)	セメント種類 吹付厚	m <sup>2</sup>	1	共通の工種	法面施肥工	法面施肥	施工区分	m <sup>2</sup>	1	共通の工種	養生工	種子散布	種子規格 肥料の有無 施工規模	m <sup>2</sup>	1	共通の工種		芝(各種)	芝種類 施工規模	m <sup>2</sup>	1	共通の工種		客土吹付	吹付厚 工種区分 施工規模	m <sup>2</sup>	1	共通の工種		養生基材吹付	吹付厚 工種区分 施工規模	m <sup>2</sup>	1	共通の工種		養生マット	工種区分 施工規模	m <sup>2</sup>	1	共通の工種		養生シート	工種区分 施工規模	m <sup>2</sup>	1	共通の工種		養生筋	工種区分 施工規模	m <sup>2</sup>	1	共通の工種		養生穴	穿孔数	m <sup>2</sup>	1	<p>現行どおり</p> <p>→</p> <p>現行どおり</p>	<p>記載の修正</p>
種 別	細 別	規 格	設計表示 単位	数 位	備 考																																																																																																																																																										
土工	土砂等運搬	土質	m <sup>3</sup>	1																																																																																																																																																											
土工	残土等処分		m <sup>3</sup>	1																																																																																																																																																											
土工	作業土工	床掘り	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																											
土工		埋戻し	土質区分 土質	m <sup>3</sup>	1																																																																																																																																																										
土工	作業土工(ICT)	床掘り(ICT)	土質	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																										
土工	堤防天端工	天端敷砂利	砕石規格 敷厚	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																										
共通の工種	矢板工	鋼矢板	鋼矢板型式 鋼矢板平均長さ 鋼矢板打込長 【鋼矢板平均引抜長】	枚	1																																																																																																																																																										
共通の工種		可とう鋼矢板	可とう種別 鋼矢板型式 鋼矢板長さ	枚	1																																																																																																																																																										
共通の工種		軽量鋼矢板	軽量鋼矢板型式 軽量鋼矢板平均長さ 矢板投入長	枚	1																																																																																																																																																										
共通の工種		広幅鋼矢板	広幅鋼矢板 型式 広幅鋼矢板平均長さ 鋼矢板打込長 【鋼矢板平均引抜長】	枚	1																																																																																																																																																										
共通の工種		タイロッド	タイロッド材質 タイロッド径	組	1																																																																																																																																																										
共通の工種		腹起し	溝形鋼規格	t	0.1																																																																																																																																																										
共通の工種		控え版	コンクリート規格 幅 高さ	m	1																																																																																																																																																										
共通の工種		中筋砂	砂規格	m <sup>3</sup>	1																																																																																																																																																										
共通の工種	法枠工	法枠(現場打、プレキャスト、吹付)	法枠規格 中筋材種類	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																										
共通の工種	吹付工	吹付(モルタル、コンクリート)	セメント種類 吹付厚	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																										
共通の工種	法面施肥工	法面施肥	施工区分	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																										
共通の工種	養生工	種子散布	種子規格 肥料の有無 施工規模	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																										
共通の工種		芝(各種)	芝種類 施工規模	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																										
共通の工種		客土吹付	吹付厚 工種区分 施工規模	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																										
共通の工種		養生基材吹付	吹付厚 工種区分 施工規模	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																										
共通の工種		養生マット	工種区分 施工規模	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																										
共通の工種		養生シート	工種区分 施工規模	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																										
共通の工種		養生筋	工種区分 施工規模	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																										
共通の工種		養生穴	穿孔数	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																										
I-5-②-3																																																																																																																																																															
積算上の注意事項			(控え頁) 1/14																																																																																																																																																												





改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																																																																																																																																																																																						
	現 行	改 正																																																																																																																																																																																																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>規 格</th> <th>設計表示 単位</th> <th>数値</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装工</td> <td>踏掛版工</td> <td>踏掛版</td> <td>コンクリート規格 鉄筋材料規格・径</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>舗装工</td> <td>区画線工</td> <td>区画線</td> <td>施工方法区分 規格・仕様区分 厚さ 排水性舗装用の有無</td> <td>m</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>舗装工</td> <td></td> <td>区画線消去</td> <td>施工方法区分</td> <td>m</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td>路床安定処理工</td> <td>安定処理</td> <td>混合深さ 固化材10m<sup>2</sup>あたり使用量 固化剤の種類</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td>自走式土質改良工</td> <td>土質改良</td> <td>改良土質 固化材1m<sup>3</sup>あたり使用量 固化剤の種類</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td>表層安定処理</td> <td>サンドマット</td> <td>砂材料費の有無</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td>安定シート・ネット</td> <td>シート種類</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td>表層混合処理</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td>置換</td> <td>置換材料 施工数量</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td>置換工</td> <td>置換材料 施工数量</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td>サンドマット工</td> <td>サンドマット</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td>パイルネット工</td> <td>既製コンクリート杭</td> <td>本</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>杭種別 杭径 杭長 杭打込長(掘削長)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>杭材質 杭長 杭末口</td> <td>本</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>連結鉄筋</td> <td>t</td> <td>0.1 ただし1t未満の場合 は0.01 t</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>安定シート</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>シート種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>パーチカルドレーン 工</td> <td>本</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>サンドドレーン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>径 SD打設長 SD杭径 SCP径 SCP打設長 SCP杭径</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>PVD工(フレイブリティッド バリアドレーン)</td> <td>本</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>材料規格 長さ(打設長)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>締め改良工</td> <td>本</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>サンドコンパクションパ イル</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>径 SD打設長 SD杭径 SCP径 SCP打設長 SCP杭径</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>固結工</td> <td>本</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>粉体噴射視弁</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>改良材種類 杭径 長さ(打設長) 長さ(杭長)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>粉体噴射視弁(先輪・移 設・軸間変更)</td> <td>式</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td></td> <td></td> <td>改良材種類 杭径 長さ(打設長)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	規 格	設計表示 単位	数値	備 考	舗装工	踏掛版工	踏掛版	コンクリート規格 鉄筋材料規格・径	m <sup>2</sup>	1	舗装工	区画線工	区画線	施工方法区分 規格・仕様区分 厚さ 排水性舗装用の有無	m	1	舗装工		区画線消去	施工方法区分	m	1	地盤改良工	路床安定処理工	安定処理	混合深さ 固化材10m <sup>2</sup> あたり使用量 固化剤の種類	m <sup>2</sup>	1	地盤改良工	自走式土質改良工	土質改良	改良土質 固化材1m <sup>3</sup> あたり使用量 固化剤の種類	m <sup>2</sup>	1	地盤改良工	表層安定処理	サンドマット	砂材料費の有無	m <sup>2</sup>	1	地盤改良工		安定シート・ネット	シート種類	m <sup>2</sup>	1	地盤改良工		表層混合処理		m <sup>2</sup>	1	地盤改良工		置換	置換材料 施工数量	m <sup>2</sup>	1	地盤改良工		置換工	置換材料 施工数量	m <sup>2</sup>	1	地盤改良工		サンドマット工	サンドマット	m <sup>2</sup>	1	地盤改良工		パイルネット工	既製コンクリート杭	本	1	地盤改良工			杭種別 杭径 杭長 杭打込長(掘削長)			地盤改良工			杭材質 杭長 杭末口	本	1	地盤改良工			連結鉄筋	t	0.1 ただし1t未満の場合 は0.01 t	地盤改良工			安定シート	m <sup>2</sup>	1	地盤改良工			シート種類			地盤改良工			パーチカルドレーン 工	本	1	地盤改良工			サンドドレーン			地盤改良工			径 SD打設長 SD杭径 SCP径 SCP打設長 SCP杭径			地盤改良工			PVD工(フレイブリティッド バリアドレーン)	本	1	地盤改良工			材料規格 長さ(打設長)			地盤改良工			締め改良工	本	1	地盤改良工			サンドコンパクションパ イル			地盤改良工			径 SD打設長 SD杭径 SCP径 SCP打設長 SCP杭径			地盤改良工			固結工	本	1	地盤改良工			粉体噴射視弁			地盤改良工			改良材種類 杭径 長さ(打設長) 長さ(杭長)			地盤改良工			粉体噴射視弁(先輪・移 設・軸間変更)	式	1	地盤改良工			改良材種類 杭径 長さ(打設長)			<p>現行どおり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>舗装工</td> <td></td> <td>区画線消去</td> <td>施工方法区分</td> <td>m</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td>路床安定処理工</td> <td>安定処理</td> <td>混合深さ 固化材10m<sup>2</sup>あたり使用量 固化剤の種類</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td>自走式土質改良工</td> <td>土質改良</td> <td>改良土質 固化材1m<sup>3</sup>あたり使用量 固化剤の種類</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td>表層安定処理</td> <td>サンドマット</td> <td>砂材料費の有無</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>記載の修正</p> <p>現行どおり</p>	舗装工		区画線消去	施工方法区分	m	1		地盤改良工	路床安定処理工	安定処理	混合深さ 固化材10m <sup>2</sup> あたり使用量 固化剤の種類	m <sup>2</sup>	1		地盤改良工	自走式土質改良工	土質改良	改良土質 固化材1m <sup>3</sup> あたり使用量 固化剤の種類	m <sup>2</sup>	1		地盤改良工	表層安定処理	サンドマット	砂材料費の有無	m <sup>2</sup>	1		
種 別	細 別	規 格	設計表示 単位	数値	備 考																																																																																																																																																																																																																				
舗装工	踏掛版工	踏掛版	コンクリート規格 鉄筋材料規格・径	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																																																																																				
舗装工	区画線工	区画線	施工方法区分 規格・仕様区分 厚さ 排水性舗装用の有無	m	1																																																																																																																																																																																																																				
舗装工		区画線消去	施工方法区分	m	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工	路床安定処理工	安定処理	混合深さ 固化材10m <sup>2</sup> あたり使用量 固化剤の種類	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工	自走式土質改良工	土質改良	改良土質 固化材1m <sup>3</sup> あたり使用量 固化剤の種類	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工	表層安定処理	サンドマット	砂材料費の有無	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工		安定シート・ネット	シート種類	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工		表層混合処理		m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工		置換	置換材料 施工数量	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工		置換工	置換材料 施工数量	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工		サンドマット工	サンドマット	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工		パイルネット工	既製コンクリート杭	本	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工			杭種別 杭径 杭長 杭打込長(掘削長)																																																																																																																																																																																																																						
地盤改良工			杭材質 杭長 杭末口	本	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工			連結鉄筋	t	0.1 ただし1t未満の場合 は0.01 t																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工			安定シート	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工			シート種類																																																																																																																																																																																																																						
地盤改良工			パーチカルドレーン 工	本	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工			サンドドレーン																																																																																																																																																																																																																						
地盤改良工			径 SD打設長 SD杭径 SCP径 SCP打設長 SCP杭径																																																																																																																																																																																																																						
地盤改良工			PVD工(フレイブリティッド バリアドレーン)	本	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工			材料規格 長さ(打設長)																																																																																																																																																																																																																						
地盤改良工			締め改良工	本	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工			サンドコンパクションパ イル																																																																																																																																																																																																																						
地盤改良工			径 SD打設長 SD杭径 SCP径 SCP打設長 SCP杭径																																																																																																																																																																																																																						
地盤改良工			固結工	本	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工			粉体噴射視弁																																																																																																																																																																																																																						
地盤改良工			改良材種類 杭径 長さ(打設長) 長さ(杭長)																																																																																																																																																																																																																						
地盤改良工			粉体噴射視弁(先輪・移 設・軸間変更)	式	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工			改良材種類 杭径 長さ(打設長)																																																																																																																																																																																																																						
舗装工		区画線消去	施工方法区分	m	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工	路床安定処理工	安定処理	混合深さ 固化材10m <sup>2</sup> あたり使用量 固化剤の種類	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工	自走式土質改良工	土質改良	改良土質 固化材1m <sup>3</sup> あたり使用量 固化剤の種類	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																																																																																				
地盤改良工	表層安定処理	サンドマット	砂材料費の有無	m <sup>2</sup>	1																																																																																																																																																																																																																				
積算上の注意事項			(控え頁) 3/14																																																																																																																																																																																																																						